

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	中村桂君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	澤島精次君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	高木一幸君
会計管理者兼 会計課長	中島健司君	消防主任	高木誠君
教育長	渡辺眞悟君	学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	多和田敦君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1番 太田佳祐君、2番 広瀬隆博君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく3点お尋ねいたします。

まず第1点目、小・中学校の普通教室にエアコンの設置を、第2点目、女性の活躍推進に向けて、第3点目、垂井町北こども園と南こども園の今後の進展計画についてであります。

それでは、まず第1点目、小・中学校の普通教室にエアコンの設置をと題して、以下質問をいたします。

以前新聞で、地球温暖化が進んだ21世紀の日本では、最高気温30度以上の真夏日が年間100日を超える地域が全国的に広がると掲載してありました。ずっと先のことで、その真偽のほどは定かではありませんが、そのせいか最近、近年暑い日が続きます。エアコンなしの暑い教室で当たり前のように過ごし、今もエアコンなしの教室で汗だくになりながら日々を過ごしている先生や子供たち、今や東京の公立校ではほとんど全ての普通教室にエアコンが備えつけられているということです。

この十数年で真夏の教室の様子はがらりと変わりました。今、起きているのは、エアコン格差とでも呼ぶべき地域間における学校施設の格差であります。夏場、どこかの一方の地域ではエアコンの設置で快適な授業環境が保障されていて、もう一方の例えば我が町のような地域では、その暑い空間にいることさえしんどい状況があります。

平成16年の9月議会の一般質問で私は、ここで保育園にクーラーをと要望しました。当時、中川町長さん、翌年から毎年のようにクーラーの設置がなされ、全保育園にクーラーが設置されたことが思い出されます。

文科省が教室の温度について、人間の生理的な負担から夏は30度以下、冬は10度以上、最も学習に望ましいのは夏季で25度から28度程度としていることを考えれば、公立小・中学校のエアコン設置はやはり必要ではないかと思えます。隣の大垣市では、全部の中学校にエアコンが

入っているということです。

全国一律であるはずの公立学校の施設において、このエアコン格差は余りに大きいと言えます。文科省は、2006年度からエアコン設置の工事費の3分の1を補助して設置を促しています。先日、地元の国会議員が垂井町での国政報告会の席で、垂井町の学校にはエアコンが入っておりますかなんていうような問いかけがあり、ぜひエアコンの設置をとお話しされたことが、今、よみがえります。小・中学校の普通教室にエアコンの設置をすべきと思われますが、以上お尋ねをいたします。

大きく第2点目、女性の活躍推進に向けて。

女性管理職の割合に数値目標を義務づける女性活躍推進法が2015年8月28日の参議院本会議で可決され、成立しました。従業員301人以上の企業と国や自治体、地方公共団体は、2016年4月1日までに数値目標を盛り込んだ行動計画を策定し、公表しなければならないとあります。300人以下の場合は努力義務を課しました。

安倍政権は、女性の積極的登用を成長戦略の重点として掲げていて、2014年の日本の女性管理職の割合11.3%を2020年までに30%にするという目標を掲げています。これにより平成28年4月1日から女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体、301人以上の大企業は、自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取り組みを盛り込んだ行動計画の策定、届け出、周知、公表、自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりませんとあります。300人以下の中小企業は努力義務となっております。

女性の活躍に関する状況把握する事項として、女性採用比率、勤続年数男女差、労働時間の状況、女性管理職比率等を必ず把握することとなりますが、そこでお尋ねします。我が町のこれまで3年間の女性採用比率と女性管理職比率はどれだけかをお尋ねします。

上記の把握状況、分析を踏まえ、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取り組みを盛り込んだ行動計画の策定、届け出、周知、公表、また女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりませんとありますが、この法律ができたからということではなく、従来より取り組まなくてはならない重要課題として、そこでお尋ねします。我が町役場の女性採用比率と女性管理職比率の数値目標と、その取り組み内容についてお尋ねいたします。

数値目標、その取り組みを盛り込んだ行動計画の内容についてもお尋ねいたします。

また、4つ目として、採用や昇進などの男女平等と女性の活躍推進についてのお考えをお尋ねいたします。

大きく第3点目、垂井町北こども園と南こども園の今後の進展計画についてであります。

垂井町は、垂井町の4園構想に基づき垂井東こども園が開設され、現在、垂井こども園も用地買収、基本設計に入りました。これまでの垂井東こども園、垂井こども園は、おおむね同じ地区内での幼保一元化でありましたが、これから推進していく垂井南こども園については、表佐地区と宮代地区、栗原地区ということもありますが、統合されていく幼保一元化であり、垂井北こども園は岩手地区と府中地区が統合されていく幼保一元化であります。平成23年12月7

日付の垂井町幼保一元化等推進計画案によると、垂井北こども園、垂井南こども園については、施設の一元化方法等を再検討し、平成34年度までに順次開設することを目標にするとあります。今後の進展計画についてお尋ねするものであります。

以上3点、よろしくお願いたします。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） おはようございます。

富田議員の第1点目の小・中学校の普通教室にエアコンの設置についてお答えをさせていただきます。

公立小・中学校の普通教室の空調設備につきましては、文部科学省の調査結果では、平成26年4月1日現在、設置率は全国で32.8%、東京都では議員御指摘のとおり99.9%と突出しており、岐阜県では18.6%となっております。また、愛知県では12.9%、三重県は18.8%といった状況であります。

近隣の状況でございますが、大垣市が今年度、全中学校に空調機を設置されましたが、これは国の補助金の追加募集があり、平成26年度に採択されたものでございます。しかし、この平成27年度の国の補助金につきましては、構造体及び非構造部材の耐震化事業が優先され、空調設備等は不採択となっているところでございます。

垂井町におきましては現在、小・中学校体育館の非構造部材耐震化工事を優先的に進めており、平成27年度は1校、平成28年度は3校実施し、残り5校につきましても順次進めていく予定をしております。

空調機の設置につきましては、近年の夏季における高温傾向が強まり、その必要性は十分認識しているところでございますが、普通教室1教室当たり概算で約200万円の設置費用がかかり、小・中学校を合わせますと多額の費用となることから、体育館の非構造部材耐震化工事が完了した後、国の補助金を見据え、財政部局とも十分協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 富田議員の大きく2点目の女性の活躍推進に向けての回答を私のほうからさせていただきたいと思っております。

4点ほどお尋ねでございますが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法でございますが、我が国におきましては、女性が出産・育児を理由に離職する女性が多いこと、そしてまた管理的職務につく女性の割合が低い、あるいは人口減少により労働力不足が懸念されるなど、そうした背景から去る27年の9月4日に、先ほど申しました法律の公布、施行されたところでございます。

また、議員御案内のとおり、これによりまして地方公共団体や一定規模以上の企業につきま

しては行動計画を策定することとなりまして、その計画の策定に当たりましては、過去2年のうちの1年間について、女性の採用割合、管理職の女性割合、そしてまた超過勤務等の状況などの把握を行い、1つ以上の数値目標を盛り込んだ計画を、先ほども議員おっしゃっておられますとおり、来る3月末までに策定することとなっておりますところでございます。

そこで、まず1点目の御質問の3年間の女性採用比率と管理職比率についてお尋ねでございますが、平成26年の4月から28年の4月の3年間の採用につきましては、女性職員採用率につきましては74.1%、うち保育士を除いた行政職では61.5%となっておりますところでございます。また、管理職、課長級以上におけますところの女性職員の割合につきましては、現在のところおりません。

次に、2点目の女性採用比率と、管理職比率の数値目標と取り組みについてでございますが、採用比率につきましては、先ほど申し上げましたとおり、特段低い値ではないといったようなことから、御提言にもございましたとおり、状況把握した上で、これは垂井町にとって大きな課題になるということでもございませんことから、今のところ数値目標を定める予定はございません。引き続き公正な採用に努めていく考えでございます。

そして、また管理職比率の数値目標や取り組みにつきましては、現在調整中でありまして、幅広い職務を経験できるような配置・配属に配慮するなど、そうした取り組みを検討してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の計画の内容についてでございますが、計画の推進につきましては、総務課の人事所管のみならず、各課職員全体で取り組んでいくこととしておりまして、女性が活躍しやすい環境を整備するため、有給休暇及び男性職員の育児休暇の取得促進や時間外勤務の縮減などにつきましてもこの計画に盛り込むことで、ただいま最終の調整をしているところでございます。よろしくお願いをいたします。

最後の4点目の女性の活躍推進についての考え方でございますが、法律の趣旨はもちろんのこと、介護、子育て、まちづくりなど、女性目線の斬新なアイデア、そしてまた新しい考え方を行政運営に取り込んでいくことが、今後の行政サービス向上にもつながるものと考えておるところでございます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 富田議員の御質問の3点目、北こども園と南こども園の今後の進展計画について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まずは、現在進めております垂井こども園の開園予定につきましては、計画案より2年おくれとなっております、その推進に向けて全力で取り組んでいるところでございます。現在、建設場の決定とともに用地の確保ができたところで、基本設計に着手し、開園までの一つの節目と考えているわけですが、本町にとって約40年ぶりとなる新たな園舎の開園には、まだまだ検討

すべき課題が多く残っていると考えております。

この垂井こども園は、議員御指摘のとおり、平成24年12月7日付の第2次垂井町幼保一元化推進計画案の4園化構想に基づき事業を遂行しているわけですが、残る北こども園と南こども園の2園の施設整備についても計画がなされています。

本計画案におきましては、北こども園と南こども園の2園の開設目標年度を平成34年度までとしていたところですが、既に2年間のおくれが生じているのが現状でございます。ただ、垂井こども園が開設した時点では計画の4園中2園が完成するわけで、ちょうど計画案の半分が達成するとともに各小学校下にそれぞれ1園ずつ配置される状況となり、本計画案の折り返し地点であり、節目のタイミングであるとも言えます。

そのような中、今後の整備計画につきましては、北こども園と南こども園を同時に検討する必要があるとともに、両園につきましては、現在利用している地域を統合するという今までにはなかった取り組みと検討が必要となってまいります。そこで、平成25年度に各地区で開催いたしました説明会で地域の統合に対していただいた意見とともに、今後もさらに各地域の方々並びに議員各位からの意見、提案等をいただいた上で慎重に検討する必要があり、整備の実現には一元化方法等の再検討も踏まえて、地域の実情を初め財政状況を見きわめて今後の整備の方向性を導き出したいと考えています。

なお、本計画案が既に2年おくられていることから、残る2園の整備につきましては早急に検討する必要があり、垂井こども園の建設事業が完了すれば、次の整備に取り組めるよう、できるだけ早い時期に打ち出さなくてはならないと考えているところでございます。

これからも、多様なニーズと社会環境の変化に対応できる体制の幼保一元化を推進し、人口の減少に対しまして、よりよい環境の中で子供の教育・保育、子育て支援が総合的に提供できますよう、今後の整備につきましては十分に検討し、慎重に判断していく所存でございますので、御理解をお願いいたします。

以上、富田議員からの北こども園と南こども園の今後の進展計画についての答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 再質問をいたします。

再質問先は副町長でございます。

1つ、第1点目につきましては、エアコン設置が進まないのは、子供たちに我慢させる精神論とか、ランニングコストがかかるとか、いろいろ言われています。じゃあどこからやったらいいとか言われていると思うんですが、1番は財源問題だとすると、よく言われている大きな事業には割と大きな予算がついてきて、小さな事業については厳しいと。行政、私も長年おりますと言われることなんですが、先ほど言われた、過去を思い出しますと、保育園のときもそうですが、あのときは朝倉公園で1億5,000万円のドームをつくるという計画が上がったと

きに、申しわけないです。私が反対してかどうかわかりませんが、なくなりましたけれども、そういった大きな事業、何億円と出てくることがあるわけですが、今回も庁舎移転についても、基本計画から何から1,000万円、2,000万円、またいろいろ行政で考えていかないかんとに対する委託料についても合計すると4,000万円ほど。必要なものはやむを得ないということも鑑みて、少しでも財政的に余裕があれば進めていただきたい、順番に進めていただきたいということで、再度、副町長にお尋ねいたします。

それと第2点目の、これもお尋ねするわけですが、女性の管理職の登用がなぜ進まないのか。先ほど、採用は非常に私も、言われたとおり採用されているということで、我が町はいいなあと思っておりますが、管理職はゼロということですが、なぜ進まないのか。

男女雇用均等法で男女平等ということをやられて、女性も男性並みにできるというようなことで非常に喜んだという経緯があるかもしれませんが、実質的には、男性は、女性が家庭に専業主婦といいますか、今、共働きの時代ですから一概には言えませんが、家事や育児をしてくれる妻というものがおることを前提に働いていることが結構多くあります。そういうことを考えたときに、もともと男女については条件が違うというふうに思うわけです。ですから、女性が滅私奉公的に、一生懸命国や、県や、町や、また会社のために働いている男性のように同じように同等にというような形にすると、行き詰まってやめられたりということが多く思うわけで、逆に男性のほうが、こういった長時間労働とか家事や育児の方向というものに、そういうことも分担していく方向づけをしていくということも大事じゃないかと思うわけですが、そういうことも含めまして、なぜ女性の管理職の登用が進まないのかをお尋ねいたします。

第3点目、先ほど大体お答えいただきましたので、それを受けてもう一度再確認で、あとの2園は非常に地域においてかかわりを持っておられる住民の方が多くおられます。私、町の方針としてグローバル化されることに反対しているわけではございません。ただ、早目にいろいろと計画を出していただかないと、通園のこととか、バス通学のこととかいうこともあつたりいろいろなことが出てきます。また、これまでいろいろと取り組んできたことについても、例えば寿会の方が一生懸命お世話されている。それは地域地域の一つの体験学習ということでやっているわけなんですけれども、その地域は地域での体験、またそこでの独自の活動をしておられるわけですから、早目に出していただけないものかと。もう少し具体的に計画等をお示しいただければということで、具体的な計画はいかにということで副町長にお尋ねいたします。

以上3点、お尋ねいたします。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） おはようございます。

富田議員の御質問でございます。

富田議員におかれましては、毎回の定例会におきまして副町長、副町長という御指名、ありがとうございます。

ただいま御質問いただきました小・中学校の普通教室のエアコンの設置についての再質問でございますが、先ほども担当課長が申し上げましたとおりでございますが、議員御指摘の大きな事業にはすぐに予算を、小さい事業にはなぜ予算をつけないかということでございますが、いずれにしましてもこの小・中学校のエアコン設置につきましては、先ほども担当課長が申しましたように膨大な経費がかかるところでございます。決してこの設置について私も否定するものではございませんし、環境を向上させるという思いにつきましては議員と同じ思いでございます。

しかしながら、垂井町の予算規模も、大体80億円から85億円ぐらいの中で毎年推移をしているといった状況の中でございますし、それから平成26年度の決算の状況も見ていただきましたらおわかりいただけると思いますけれども、経常収支比率につきましては80%以上を上回っておるといことで、柔軟に対応することが非常に厳しくなっておる中で予算編成を行っておるとい状況でございます。

そうしたことからしますと、予算の支出先には優先順位というものが当然出てまいります。そうした中で学校等につきましては、先ほども担当課長が申しましたように、安心・安全を第一優先ということで、屋内運動場等の非構造部材の耐震補強を最優先にして行っていくということにつきましては、これは皆さん方の共通の理解だと思えます。そういったことで、先にそういった事業を終えてからエアコンの設置につきましては前向きに進めてまいりたいと思えます。しかしながら、いずれにしましても単独で行うということにつきましては膨大な財政出動になりますので、国等の補助金の採択をお願いしながら進めていくのは当然でございますので、そのあたりはよろしく御理解いただきたいと思います。

それと、女性の活躍推進に向けての再質問でございますが、決して男女差をつけているわけではございません。過去にも課長職等につきましては2名の課長さんがいらっしゃいました。それぞれ課長等に登用していきますのは、私ではございません。垂井町長が任命権者でございますので、私もこの答弁に関しては限界がございます。

そういったことで、登用につきましては、公平・公正に登用をしていきたいというふうな考え方については決して変わるものではございません。今後も能力、あるいは年齢差等におきまして、公正・公平に登用をしてまいる所存でございますので、そちらあたり、町長の分野まで踏み込んだ答弁になるかと思えますけれども、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それと、こども園と南こども園の今後の進展計画、具体的な計画についてということでございます。

この北、それから南のこども園につきまして、大変大きなハードルもあろうかと思えます。しかしながら、垂井町は平成23年の12月に4園化構想を打ち出しておるところでございます。4園化構想の中にも明記してございますように、社会情勢、あるいは地域の住民の皆さん、それから当然もとより保護者の皆さん方の理解を得るような内容で、社会情勢の状況に応じて柔軟に対応するというような旨が掲載してございます。そうしたことから、今後もその4園化構

想につきましては、地域の住民の皆さん、あるいは議員の皆さん方の御理解等もいただかなくてはならないのは当然でございます。そういった経過を踏まえながら、垂井のこども園が設置完了した暁には、計画の邁進につきまして順次進めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

私のほうからは、3点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、垂井町の小・中学校の土曜日授業についてでございます。

全国の公立小学校では、学力の向上や授業時間の確保などの目的で、土曜日授業を取り入れる動きが急速に出始めております。学校の完全週5日制は平成14年度から実施され、これまでも土曜日において授業参観や学校行事などが行われてきました。この場合、平日を振りかえ休日にして実施されてきたと思っております。

文科省が学校教育法の施行規則を改正して、市町村の教育委員会の判断で土曜日に授業ができるようになりました。垂井町においても平成27年10月から、小・中学校において試行的に土曜日授業が行われていますが、他県の教育委員会によっては、土曜日授業の実施の頻度や時間、振りかえ休日のあり方について教育委員会に通知があつて実施しているところもあるようでございます。

そこで、お尋ねをしたいと思います。

まず、1つ目でございますけれども、町の教育委員会に対し、県の教育委員会から、土曜日の授業実施に関してどのような指示や通知があつたのかをお伺いいたします。

2つ目でございますが、土曜日授業の実施について、今後どのように取り組んでいかれるのかをお伺いしたいと思います。

3つ目といたしまして、ゆとり教育を経て、今、導入されようとしている土曜日授業とはどのようなものかをお伺いしたいと思います。

4つ目でございますけれども、教育委員会が土曜日授業を行おうとする目的は何か。また、どのような効果を期待されているのかをお伺いしたいと思います。

続いて、2点目でございますけれども、消防団員確保の推進についてでございます。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めております。地域防災に重要な役割を果たしている消防団の団員数の減少や高齢化などで消防団活動の維持管理が難しくなっている今日、垂井町消防団員の皆様には、昼夜を問わず活動していただくことに対しまして、厚く敬意を表するものでございます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、施行されましたけれども、

この法律は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義しております。消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村の設置される消防機関で地域における消防防災リーダーとして、平時・非常時を問わずに地域に密着し、住民の安心と安全を守る役目を担っております。

また、消防団の団員数が減少する背景には、人口の過疎化や、少子・高齢化の到来や、地域への帰属意識の低下、サラリーマン化、仕事との両立の難しさなどが見られます。

垂井町でも、この消防団の確保への取り組みが最大の課題になっているのではないかと思います。

そこで、お尋ねをしたいと思います。

まず、1点目でございますが、垂井町消防団員数の現状。

2つ目としては、垂井町消防団員の確保の取り組みについて。

3つ目といたしましては、垂井町消防団員確保への支援策についてどのようにお考えかを、この3点についてお伺いをしたいと思います。

続いて、3点目でございますけれども、教育長2期8年間余りの総括についてお伺いをしたいと思います。

教育長におかれましては、平成19年10月より8年間余りもの長きにわたり垂井町の教育のために御尽力をいただきましたことにつきまして、敬意を表するものでございます。私も、在職中におきましては教育委員会において格別なる御指導をいただき、まことにありがとうございます。

さて、教育長に就任されて以来、特に平成23年3月には垂井町の教育を左右する重要な垂井町教育ビジョンを策定し、それに向かい垂井町の教育が展開されるという方向性と、その実現に向けた施策を示されました。

そこで、教育長にお尋ねをしたいと思います。教育長が掲げられた本町の教育ビジョンの今後の方向性と、その評価の総括についてお伺いしたいと思います。

以上3点について御質問しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 乾議員の第1点目の小・中学校の土曜日授業についてお答えをさせていただきます。

学校週5日制は平成4年よりスタートし、平成14年から完全実施となりました。その狙いとしては、豊かな生活体験、社会奉仕体験、自然体験等の体験をさせ、子供たちに豊かな心やたくましい心などの生きる力を育もうというものでございました。

垂井町におきましては、子ども会育成会、スポーツ少年団、まちづくり協議会等の青少年育成に関係する団体の皆様の御尽力により、豊かな体験の場を設定し、知・徳・体の調和のとれた教育活動を推進していただきました。この場をおかりし、厚く御礼を申し上げます。

学校週5日制の完全実施から10年以上経過しましたが、子供の実態を見てみますと、豊かな体験を積んだり、よりよい自分づくりに取り組んだりできている子供が多くいる一方で、ただ何となく時間を過ごしている子供が取り残されているという状況が生まれております。さらに、コンピューターの技術革新はすさまじい勢いで進んでおります。子供たちが生きるこれからの世の中は、私たちが経験したことのないような変化の激しい時代になることは間違いありません。こういった現状を踏まえ、教育委員会としましては、これまで取り組んできた生きる力を育む営みをさらに加速させ、充実させる必要があると考えました。

そこで、平成25年11月に学校教育法施行規則の一部改正があり、設置者の判断で土曜日授業を行うことができるようになったこともあり、県教育委員会からの指示や通知はございませんでしたが、平成26年に実施の意向を固め、今年度、試行として5回の土曜日授業を実施したところでございます。学校では、体験や調査等を通じた問題解決的な学習により、思考力、判断力、表現力を育成したり、ふるさとに対する誇りや愛情を育てたりしております。また、教科等の学習を復習したり練習に取り組んだりすることなど、学んだことの習熟を図ることを行っております。

この取り組みには、これまでと同じように、家庭、地域の協力がなくてはなりません。確かな学力を身につけ、ふるさと垂井に誇りと愛着を持った人間性豊かな児童・生徒を育成するために、引き続き関係者の皆様の御理解と御協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 消防主任 高木誠君。

〔消防主任 高木誠君登壇〕

○消防主任（高木 誠君） 私からは、乾議員御質問の第2点目、垂井町消防団員の確保についてお答えさせていただきます。

まず、1つ目の消防団員数の現状についてであります。全国86万人の消防団員は年々減少傾向が続き、平成27年4月1日では前年比4,402人の減少となっております。幸いなことに、垂井町の消防団員にあっては条例定数の298名が毎年確保され、充足率100%を維持しております。

ちなみに、県内の充足率を見てみますと92.7%となっていることから、垂井町においては、自分たちの町は我が手で守るという自助・共助の精神が浸透しているものと思われま。

また、各分団の数カ月にわたる団員勧誘の努力や、各自治会の消防に対する御理解、御協力が深いことも、現在の状況が維持されていることの要因ではないかと考えております。

次に、2つ目の消防団員確保への取り組みについてでございますが、現在、垂井町消防団員の約90%が被雇用者、いわゆるサラリーマンであり、今後も消防団を維持していく上での大半は被雇用者の方々に頼っている状況でありますので、各分団の方々が熱心に勧誘に回っていただいても、仕事や、勤務地などの理由や、ボランティア活動に対する興味や、自分たちの地域を守るといった意識の希薄からか、なかなか若い方の入団を確保することが困難であるという

声を非常に多く耳にしております。

しかしながら、垂井町消防団では、充足率100%を維持していくために、消防団とはどのような活動をしているのかを住民の方々に広く理解していただこうと、日ごろから各分団において、町内で開催される運動会や夏祭りなどといった各種イベントや、自主防災組織、自治会が実施する訓練にも積極的に参加し、お互いに顔の見える関係をつくっていくとともに、地域とのつながりを強固にすることで町民の方々に消防団の必要性、重要性を理解していただき、誰もが消防団に入ってみたいと思えるような分団運営に取り組んでいきたいと考えております。

次の3点目の消防団員確保への支援策についてでございますが、消防団員確保への支援といたしまして、自治会長への協力依頼、消防団員募集ポスターの掲示などを実施しており、岐阜県における消防団員確保に向けた取り組みといたしましては、平成26年8月1日から「ありがとう！消防団水防団応援事業所制度」が実施されております。

この制度は、地域防災力のかなめである消防団及び水防団を地域を挙げて応援する機運を高め、かつ消防団員・水防団員のモチベーションの維持・向上を図るとともに、新入団員の入団促進につながることを目的としてスタートいたしました。

事業内容といたしましては、この目的に賛同いただいた地元の店舗や施設の御協力のもと、団員等を対象に割引サービスや特典などを提供していただいております。これらのサービスは、飲食店、旅館やホテル、家電や衣類といったものから、自動車ディーラーや金融機関など多岐にわたる業種で、現在、県内では1,505の事業所が登録されており、垂井町内では17の事業所が登録されています。これは、団員だけでなく、団員の家族の方に対しても地域が応援しているあかしであり、今後、町内における登録事業所が増加するよう呼びかけていきたいと考えております。

また、応援事業所制度以外にも消防団の活動に協力する事業所等を有する法人または個人を応援することによって、消防団員の方がさらに消防団活動に参加しやすい職場環境をつくることを目的とした消防団協力事業所支援減税制度が本年4月1日より始まります。こちらは幾つかの認定要件等がございますが、内容といたしましては法人事業税や個人事業税の優遇措置を図るというものでございます。これにより、消防団員個人だけでなく、事業所を含めたいろいろな面から支援を予定しております。

垂井町といたしましても、県の制度を活用しつつ、独自の支援策に取り組んでおられる他の市町村を参考にさせていただき、一層魅力ある消防団づくりと団員確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

○教育長（渡辺眞悟君） 乾議員の教育ビジョンの今後の方向性と、その評価の総括についてお答えいたします。

1,000年を超える昔から、美濃国一宮である南宮大社を初め日本史につながる遺跡に富み、文化の薫り高い垂井町、霊峰伊吹山の麓に広がる自然豊かで住環境の整った垂井町、この町の教育をさらにどう発展・充実させていくかは私にとって重い課題でございました。

そこで、平成23年3月に教育ビジョンを策定するに当たりまして、町民の皆様方の意識調査を行わせていただきました。その結果を見ますと、目指す子供像では優しさと思いやりのある子が、期待する学校は思いやりや命の大切さなど、心の教育を重視する学校が最も多い割合でございました。教育委員会では、この垂井町民の皆様方の優しさと思いやりを重んずる気風を垂井町のよさとして捉えました。そして、このよさをさらに伸ばし、強固なものにすることが、私どもの使命だと考えました。そして、このすばらしい町が未来永劫発展するために、子供一人一人にふるさと垂井への誇りと愛着を育てることが大切と考えました。

そこで、垂井町の教育の基盤を人命と人権尊重の精神を基盤とし、志を持って夢や目標に挑戦し、生涯を通して学び続けることができる人間、互いの命や人権を尊重し、豊かな心で支え合い、ともに生きることができる人間、社会の一員としての自覚を持ち、自分の能力や個性を発揮して活力ある地域づくりに貢献できる人間を目指す垂井の人間像として、家庭、学校、地域が連携して教育を進めていくことができるように取り組んでまいりました。

基本目標の1でございますが、人命・人権の尊重を基盤とした知・徳・体の調和を大切にされた学校づくりでは、基本施策として、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成、個の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進などを進めてまいりました。その施策の具体的な事例と成果、今後の方向につきまして少し述べさせていただきます。

安全で環境に優しい教育施設の整備や充実では、町財政当局の計らいで、災害時には地域の人たちの避難所ともなる学校施設の耐震化を完了し、本年度から体育館の非構造部材の耐震化に着手したところでございます。

また、確かな学力については、どの子もわかった、できたと言える授業づくりを目指し、ユニバーサルデザインの授業の視点を大切にされた授業を推進してまいりました。さらに、保・幼・小・中・高の校種間の連携の推進を図り、中1ギャップや小1プロブレムの解消を進めてまいりました。

その結果、全国学力・学習状況調査では、例えば「国語の授業はよくわかりますか」という質問に対して「はい」と答えた児童は、平成19年度では79%でした。平成27年度には83.4%まで改善しました。今後、どの子もがわかった、できたと言える授業を目指し、授業改善を進めてまいります。

豊かな心と健やかな体の育成では、スクールアドバイザーを配置し、教育相談体制を充実させ、不登校やいじめの未然防止、早期発見・早期対応を実現し、各校においてケース検討会議が実施されるようにしました。また、教職員の研修などを充実し、児童・生徒の一人一人の居場所ときずなのある学級づくりができるようにもしました。

この結果、昨年12月に町内全ての学校で実施した調査では、「学校で仲間と活動すること

は楽しい」という問いに対して、95%の児童、91%の生徒が楽しいと答えていてくれます。今後は、適応指導教室と ―― 本年度予算を計上しております名称でございますが ―― 学校との連携した指導により、児童・生徒の学校復帰を目指すなど、きめ細かで丁寧な自立に向けた支援を実施していきたいと思っております。

全ての基盤である保健安全教育では、虫歯治療にかかわることでDMF 指数というものがございますが、その指数を下げるために、学校保健会の協力も得ながらフッ素塗布の実施、学校のけがの1割減に取り組んできております。

個の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進では、発達障がい早期発見・早期支援体制づくりを推進し、教職員の特別支援教育に関する研修を充実してまいりました。また、その子に有効な指導、援助が確実に引き継がれるよう、教育支援の手引を改正して進めてきております。

次に、生涯学習事業における基本目標と具体的な施策について述べさせていただきたいと思っております。

教育ビジョンの策定時における一般保護者の意識調査をさせていただきました。その中身は、インターネット及びゲームの影響、子供同士の異年齢間・世代間の交流の減少、命の大切さやしつけの大切さ、地域での挨拶が重要であるという意見が寄せられました。それをもとにして、基本目標2として、生涯にわたって学び、地域社会に貢献する人間力あふれた人づくりと、つながりを大切にして進めてまいりました。

その一つであります人権施策では、町内の小・中学校の児童・生徒らに人権作文や人権ポスター、そして本年度からでございますが、我が家の人権標語を募集することで、人権について改めて見直す時間をつくり、全ての人への思いやり、そして幸福をテーマにした町人権フォーラムを実施してまいっております。

家庭教育の充実と子育て支援では、各保・幼、こども園、小・中学校の親子に家庭教育学級を推進し、子供たちの生活環境を見詰め直すために、「早寝早起き朝ごはん」の活動を推奨してまいりました。睡眠にかかわって、脳の発達には十分な睡眠が必要であり、その啓発を進めてまいりまして、活動の当初と比べますと、今では十分な睡眠がとれて、早く起きて朝御飯を食べる子供たちがふえており、活動の成果が徐々に見られております。

また、ITや携帯電話等の講座を設け、フィルターの必要性を訴えてまいりました。今ではPTA活動の重要施策となっておりますので、継続されることを願っております。

青少年健全育成の推進においては、あったかい言葉が飛び交うホットなまちづくりを目指し、「あったかい言葉がけ運動」を推進しています。平成27年度4月から12月まででは、町内から8,600件ものあったかい言葉を応募していただきました。ありがとうございます。

各地区まちづくりセンターや公民館においては地域子ども教室を開催していただき、体験活動や交流活動の場を確保することで、子供の異年齢間の触れ合いや地域の方々との交流を推進してまいりました。

また、ジュニアインリーダー研修や子ども会の研修会では、各単位子ども会や育成指導者、VYSなどを対象に、青少年のボランティア精神の高揚と異年齢間・異世代間の交流、ジュニアリーダーの育成にも努めてまいりました。

また、スポーツ振興につきましては、兵庫県三木市とのスポーツ交流を行い、他の市町との交流も深めております。この件にかかわりまして、スポーツ少年団等のリーダーの方にお力添えをいただきましたこと、ありがとうございます。

今後は、公民館まちづくり協議会への積極的な提言により生涯学習事業を継続的に発展していくことで、町全体のつながりをさらに強くしていくことを大切にしていこうと考える必要があると考えております。

このような施策の一つの成果としまして、垂井町の95.9%の児童、また92.1%の生徒が、人の役に立つ人間になりたいと考えていると答えております。

今後も、先行き不透明な変化の激しい時代であっても、ふるさと垂井への誇りと愛着を持ち、垂井町や日本の一員として活力ある地域づくりに貢献できる人が育っていくよう、施策を進展させたり補充させたりすることが必要だと考えております。

このたび、一身上の都合により、年度末で職を辞することになります。末尾ながら、2期8年半にわたり垂井町の教育に携わらせていただいたこと、またさまざまな機会において町民の皆様方のあったかい人柄や御指導、御協力をいただいたことに深く感謝を申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 通告に従い、2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目は中心市街地を流れる中川の美化と大気汚染対策についてであります。もう1点、塚之宮交差点の早期改良と国道の渋滞対策についてであります。

初めに、第1点目の中心市街地を流れる中川の美化と大気汚染対策についてであります。

表佐の土地は扇状地で、山合いから流れ出た上流の水は中央部の砂れきの中を流れ、扇状地の中央部で伏流し、扇状地の端に当たる表佐の地では、伏流した水があちこちで湧き出ている大変豊かな水で潤っている地形であります。

表佐の中央には業平川が流れ、水量も豊富で、魚も気持ちよさそうに泳ぎ、蜚も飛び交う姿が見られました。我が母校、表佐小学校の校歌にも「清い流れの業平川」と歌われています。この川は、表佐の西北部の上流から中央部を通り、そして南部へと流れており、川の名称は今では「中川」というふうと呼ばれております。

コンクリートでの三面張りやブロック積み、また石積みなどと、垂井町においてもこの川には改修などよく整備をしていただいております。しかしながら、平成15年ごろ、この川の上流に飼料を製造する工場が立地し、排水を放流するようになり、それ以降、この清流中川はだんだんと汚くなり、川底にはどろどろとした汚泥がこびりつき、この時期でも鼻をつく臭いにお

いが漂う川に変貌してしまいました。今や、魚やザリガニどころから、汚い水の中に生存するタニシすら見られません。

私、現場の写真を撮ってまいりましたので、少し見ていただきます。

川の防護フェンスには、中川を守る会、表佐小学校、連合自治会の連名で、「中川に生き物をいっぱいふやそうよ」や「捨てないで地球がごみに埋まっちゃう」などの標語を掲げ、地域ぐるみで川をきれいにしようと取り組んでおります。

この川の上流には、既に立地していた工場や事業所がありますが、その当時は川の汚染や大気においては全くありませんでした。この川の汚染、大気においては飼料工場が立地してからで、年ごとにひどくなり、今では最悪の状態であります。

毎年8月第1日曜日に実施される自然環境美化デーには、各自治会から人や車の応援をいただいて、この中川の清掃作業を実施していますが、一昨年あたりから、この川に入るのは気持ちが悪い、病気になりそうだから嫌だという声が出てきています。執行部の皆さん、上流から下流へ一度歩いてみてください。私も同行しますから。

先日、養老町の石畑地区に行ってみりました。この地区には石畑川が、地区の横を高台の西から低地の東に流れています。上流には肉の製造工場があります。過去には、この工場から出る排水が石畑川に流されていて、やはり川底には汚泥がたまり、においも鼻をつくとても汚い川だったそうです。私が現地を見た限りでは、いえいえとてもきれいな水が流れ、田園地帯の小川となっております。地域の方にお話を聞くと、確かに過去は汚い臭い川だったそうです。上流の精肉工場が自主的に敷地内に貯留施設等を設置し、自社で汚泥をくみ上げ、搬出を始めてから、川はだんだんときれいになってきたそうです。

これから暑い日や蒸し暑い日を迎える時期となります。この害は、中川周辺だけでなく、表佐地域全部に広がっていきます。垂井町内でこんなに汚いくさい川がありますか。公害のない住みやすい生活環境に、また一日も早く魚が泳ぐきれいな中川に戻してくださるよう、町として対策に本腰を入れてください。

そこで、お尋ねをいたします。6点ほどございます。

まず第1点、平成27年度予算で、環境汚染を未然に防止するため、町内河川の水質・大気の状態について定期的に観測を実施し、環境状態を把握するとして予算が計上されています。表佐地域関係だけでいいですから、実施された状況をお知らせください。

なお、数値結果については、私どもは専門知識がないので、わかりやすい内容でお知らせください。

2つ目、岐阜県環境基本条例第7条で、市町村との連携等が規定されています。町として、この工場について県とどのような内容の連携を図られましたか。また、その内容をこの工場にどのように伝えられたか、またその結果はどうだったですか。

3点目、環境の種類は違いますが、町内のある企業が平成20年に、自社で環境問題を最重要課題と認識され、自主的に土壌・地下水の汚染調査を実施され、一部に基準超過があり、県と

町に対して、その調査結果と今後の対策を報告された経緯がありました。この飼料工場には、自主的に調査し、報告をさせる指導をされましたですか。

4点目、岐阜県公害防止条例第67条の2で公害防止協定の締結が規定されております。事業者は、県または市町村から公害の防止に関する協定の締結について申し出を受けたときは、その申し出に応じなければならないと規定されております。当町においても、内容は事業所によって異なりますが、過去に数事業所と締結がされております。この飼料工場において、立地の段階で協定の締結はなぜされなかったのですか。また、立地から年数は経過しておりますが、現状を捉えて公害防止協定の締結はできないのでしょうか。

5つ目、町はいつも安心・安全なまちづくりと唱えられていますが、身近な生活環境の問題について、町、町民など及び事業者の責任を明らかにすることによる良好で快適な生活環境を確保することを目的とした、例えば垂井町を良好で快適な生活環境を確保する条例を制定してはどうでしょうか。

6点目、毎年、自治会要望として改善策や指導等を要望しておりますが、昨年については、排水については下水道へ放流をさせるように要望いたしましたが、御回答はいかがですか。また、そのほか何か改善対策があるのでしょうか。

次、大きな2点目であります。塚之宮交差点の早期改良と国道の渋滞対策についてであります。

塚之宮交差点とは、国道21号線と町道垂井表佐線が交差する表佐地内に位置し、車両や人など多くの方が利用する重要な交差点であります。JR垂井駅への通勤・通学、不破中学校生徒が国道にかけられた歩道橋を利用する通学、また国道沿線や国道南側に立地している工場や事業所への通勤者、さらには昨年オープンした大型商業店舗の利用者など、この交差点は大変多くの方が利用される重要かつ危険な交差点であります。

交差点の利用形態から、国道に向けて町道からは直進はもとより、両側から右折や左折がとても多く、また反対に国道から町道への右折や左折も大変多く見られます。国道と町道との位置関係では、国道に面し、町道は斜めに接しており、いつ事故が起きてもおかしくないくらいの大変危険な交差点であります。

昨年の当初予算と9月の補正予算で、塚之宮交差点及び垂井表佐線の歩道を改良すべく予算を計上していただきました。この予算の内容は、国道南側で、北側が国道、西側が町道に隣接している地権者の大変な御理解をいただき、家屋の取り壊しと土地の買収に協力をいただき、予算の執行ができました。地権者の方には、本当に感謝を申し上げる次第であります。

昨年の6月25日に町からの要請により、この塚之宮交差点の国道・町道に隣接される地権者に対して交差点改良に係る説明会が実施されました。同僚議員と私も立会者として要請があり出席をしました。その内容は、町道の改良計画案だけでなく、国道の改良計画案も示されました。説明者は垂井町の建設課の職員の方だけで、国道事務所の出席はなかったです。

国道の改良計画案は、歩道橋の計画も含め、北側に関しては右折レーンの設置や歩道の新設

などの計画案でした。北側の地権者は、初めて見る大規模な改良計画であったため大ブーイングでありました。とりあえず、その場は町道垂井表佐線の改良計画を聞くにとどまり、出席者の皆さんからは国道南側の改良を早く進めてほしいとの意見ばかりでした。

最近の国道の渋滞は大変な状況であります。ここ二、三年で養老スマートインターチェンジが開通されると、ますます国道の渋滞が予想されます。町長が就任されてから国道に係る一般質問では、今までに五、六人の先輩議員が質問されております。町長も答弁では、渋滞については重きを置かれており、国道の渋滞の解消、交通安全も含め交差点改良を進めながら、アクセスを少しでもよくしたいという思いで取り組んでいると答えられております。今もこの意は変わりありませんか。

そこで、お尋ねいたします。3点でございます。

平成28年度では垂井表佐線の歩道拡幅工事の予算が計上されておりますが、昨年、家屋を取り壊し、土地を提供いただいた箇所の事業費は計上されておられません。誰が見ても、土地が更地になれば、いよいよ交差点の改良が実施されると考えるのが通例ではないでしょうか。この際、塚之宮交差点の改良事業はいつ実施されるのかお答えください。あわせて、この土地を提供いただいた地権者には何て説明をし、理解を得られましたか、お尋ねをします。

2点目、歩道の拡幅工事が始まると、国道南側においてはますます混雑し、交通渋滞は目に見え、歩行者の安全確保も必要となります。拡幅工事はどのように施工されますのか、御説明をお願いします。

3点目、国道の渋滞対策にあつては、町独自で進めるにはとても至難であります。どうしても国などをお願いすることが必要ではないでしょうか。町長の御見解をお聞かせください。

以上、質問を終わります。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 山田議員の1つ目の中心市街地を流れる中川の美化と大気汚染対策について6点の御質問がございました。住民課所管でございます1点目から5点目と6点目のその他の改善対策についてお答えをさせていただきます。

1点目の環境汚染を未然に防止するために実施した河川の水質、大気の状態についてでございます。

町では毎年、定期的に水質検査や大気測定を実施しております。水質検査では、町内河川について10カ所で年2回、井戸については3カ所で年1回、旧柳原工業跡地からの排水については2カ所で年3回実施をしております。大気測定では6カ所で年2回、降下ばいじんを測定しております。

平成27年度の結果につきましては、水質検査は、pH、BOD、COD、SS、カドミウム、全クロム、六価クロム、亜鉛、ノルマルヘキササン抽出物質、大腸菌群数の10項目の検査項目について実施をしておりますが、異常な数値は出ておりません。お尋ねの表佐地域に近い浄化セ

ンター放流口上流、泥川三菱パーリントン北、泥川・中川合流点の3カ所においても、いずれも基準値を上回る事のない良好な結果でございました。降下ばいじんにつきましても、例年安定した状況でございます。

次に、2点目の当該飼料工場の対応について県とどのような内容の連携を図ったのか、3点目の自主的に調査し、報告をされる指導をしたのか、6点目のその他の改善対策については、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

この飼料工場は、主に製造過程でのロスパンを月間600トンほど乾燥・粉砕して飼料用パン粉を製造し、配合飼料メーカーに出荷をしております。以前より住民から悪臭の苦情がございました。

当初は、付近一帯の大気中にパンが発酵したような悪臭が漂い、気分が悪くなるといった苦情でございました。町では再三指導をし、平成23年度には脱臭装置や機械を設置させるなどの対応をまいりました。

平成26年度ころからは、この飼料工場からの排水の悪臭について苦情が入るようになりました。排水先である水路や、その下流の大門川一帯では悪臭が感じられ、またヘドロが堆積している状態でございます。

この飼料工場に訪問し、事情を確認したところ、原料のパンくずを運搬したトラックを洗浄し、その汚水を水路に放流していたため、直ちにその行為を中止させ、隣地の水路の清掃を指示してまいりました。また、行政により大門川の一部をしゅんせつしております。

しかし、排水の悪臭はおさまらないため、西濃県事務所とともに立入検査を実施しております。水路へはクーリングタワーからオーバーフローした冷却水を排出しており、この冷却水がクーリングタワーを通過する際に大気中のおい成分が溶け込んでいると思われま。水質検査を実施したところ、有機性は高いものの有害物質は検出されず、クーリングタワーからオーバーフローしたところで採取した排水は、生物化学的酸素要求量で、水の汚れの指標となりますが、このBODの数値が排水基準を超えておりました。排出先の水路で採取した排水は、井戸水とあわせて排出されているため排水基準内でございましたが、悪臭を確認したものでございます。この排水に係る悪臭の改善のために、西濃県事務所からもこの飼料工場に対し、何らかの対応をするように指導していただきました。

これを受けましてこの飼料工場では、平成27年10月にボイラーを従来の重油タイプからガスタイプに設備を更新し、また悪臭の原因の一つであるボイラーから出る蒸気をクリーンにする薬剤の使用、また大気中のおい成分が溶け込むと考えられるクーリングタワーには有機性排水処理に有効な微生物製剤を投入するなどの処置がなされております。これらは自主的に調査し、対応されたもので、行政への報告もなされております。

この報告を受けまして、処理が落ちついて効果が確認できるこの時期に水質検査を実施いたしました。採水の段階では、においも薄れてきているとの感触もありましたが、検査の結果を待っている状況でございます。

また、この結果を待って、この飼料工場と地元住民の方、また西濃県事務所と町の4者において協議する場を設けていきたいと準備を進めております。この協議の中で、飼料工場側に悪臭発生の原因や対応への詳細な情報提供を求め、地元住民の方には生活環境の保全に向けた御意見をいただき、また西濃県事務所の指導も受けて、問題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の飼料工場の立地の段階で公害防止協定の締結をなぜしなかったのか、また年数が経過しているが現状を捉えて公害防止協定の締結はできないのかといった御質問でございます。

公害防止協定は、今は環境保全協定と名を変えております。この協定は、企業誘致等で企業が垂井町へ進出するに当たって行政が関与した企業、また有害物質を排出する企業とは締結させていただいておりますが、この飼料工場とは締結はしておりません。今後は、さきに説明をしました4者での協議を受けて、内容など地元住民の方の御理解をいただき、悪臭発生の抑制や解決に向けて、環境保全協定の締結を視野に入れて検討していきたいと考えております。また、締結の有無にかかわらず、定期的な報告は求めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の例えば垂井町を良好で快適な生活環境を確保する条例を制定してはどうかといった御質問でございます。

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音については、法律において環境基準が定められており、それを根拠に行政においても公害防止対策や環境保全に取り組んでいるところでございます。

議員から御指摘のあった条例の制定につきましては、条例にどのような内容を盛り込むのかといった検討や条例制定の必要性も含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございますが、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） 山田議員の御質問の中心市街地を流れる中川の美化と大気汚染対策についてのうち、6点目の自治会要望として排水については下水道への放流をさせるように要望したが、回答はいかがですかについてお答えさせていただきます。

まず、垂井町では雨水は公共下水道へは放流しないものとしておりまして、垂井町の公共下水道の排除方式は、汚水と雨水を別々に排除する分流式を採用しております。また、町の下水道条例では冷却用に供した水は雨水に準ずるとしておりまして、御質問の工場からの汚水が冷却水ということであると、垂井町の公共下水道では受け入れないとしておるところでございます。

なお、本件での汚水の排水量は把握しておりませんが、現在の町の処理施設の規模を勘案し、工場からの排水量は1日に500立方メートル未満の場合は受け入れ可能としておるところでございます。

公共下水道の基準に合わない汚水が流入してきますと、浄化センターの水処理に影響し、一

且水処理機能のバランスが崩れますと、処理機能の回復には多大な時間と労力を要することになるおそれがあります。現在、町内の工場等の排水につきましては、トイレや食堂等の排水しか受け入れてないのが現状でございます。

しかしながら、工場排水などの公共下水道に損傷を与える汚水、または公共下水道が処理できない物質を含む汚水に係る除害施設の設置の申請があれば、下水道法及び垂井町下水道条例などにに基づき、除害施設の処理機能や管理体制などについて審査させていただき、適合する除害施設と判断した場合には、認可というような方向でも考えていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 山田議員の2番目の御質問、塚之宮交差点の早期改良と国道の渋滞対策について答弁させていただきます。

1点目の塚之宮交差点改良事業はいつ実施されるのか、土地提供者にどう説明し、理解を得たのかについてでございます。

国道21号については、かねてから岐阜国道事務所に対し、垂井区間全線の4車線拡幅の事業化を要望するのとあわせ、危険箇所の局所対策として、交差点改良、歩道新設・改良を要望してきたところであります。

当該箇所は、交差点が連続する当町の市街地であり、右折車線未整備、あるいは延長が不足する交差点が連続していることから、右折待ち車両への追突事故が多発している事故危険箇所であります。また、沿道には商業施設が多数立地しているものの歩道が片側のみであるため、歩行者と自動車の接触のおそれがあり、危険な状態であります。

この事業は、表佐地内塚之宮交差点を中心に、その東西に位置する宮代交差点と表佐交差点の3つの交差点をまとめて一つの交通安全対策事業として、国において平成27年度に初めて予算化がなされたものであります。

事業概要は、事業着手が平成27年度から、供用開始目標が平成31年度、全体事業費としてはおよそ8億円程度、そのうち用地費や補償費がおよそ半分くらいになるのではないかとということでございます。平成27年度と28年度にかけては調査、測量、設計を、また平成29年度以降、用地取得、着工を目指すというものでございます。

3つの交差点の解決すべき課題といたしまして、塚之宮交差点は右折車線、それから上り線に歩道が未整備である、町道の交差角が鋭角である、歩道橋南の取り付け付近の町道が狭隘で危険であるということでございます。宮代交差点は右折車線の延長が不足、上り線歩道が未整備、表佐交差点は交差点の視認性が悪いなどでございます。

事業の詳細は、平成27年度から28年度の調査で、これらの課題に対してどんな対策がどれくらい実現可能か精査が行われ、平成29年度以降、具体的な事業内容が決定され、施工されてい

くと伺っております。

町としては、今後、地域の方々の意向を十分に把握し、国と情報共有を図りながら、事業推進にともに取り組みまいります。

一方、塚之宮交差点から南方向へ延びる町道垂井表佐線の80メートル区間が歩道未整備であるため、町単独の通学路交通安全対策事業として平成26年度から取り組んでおり、平成27年度に関係者の御協力をいただき用地取得が完了し、平成28年度着工する予定でございます。

また、交差点の南東角地の用地取得と建物収去については、将来の交差点改良と歩道整備を見据えて平成25年度から着手をいたし、平成26年度には地権者の方に事業の趣旨に御賛同いただき用地と建物補償契約を締結いたし、平成27年12月に建物収去が完了したものであります。

2点目の歩道拡幅工事中の交通渋滞、歩行者の安全確保はどのようにするのかでございます。

平成28年度施工予定といたしております歩道整備工事に際しては、適切な交通規制と迂回路を計画し、明示をいたしまして、あわせて歩行者の安全にも十分配慮して混雑の緩和に努めてまいります。

3点目の国道の渋滞対策を国に要望すべきではでございます。

さきにも述べましたとおり、国道事務所へはこれまで、4車線拡幅の早期事業化とあわせ、交通安全対策としての交差点改良等を要望してきており、御所の交差点改良が平成19年から平成24年に完了をいたしており、今回は塚之宮交差点改良が事業化されたものでございます。また、岐阜県においては、綾戸交差点改良事業も現在取り組み中でございます。

また、交通混雑を解消し、地域間移動を円滑にするためには、全ての交通が国道21号に依存する道路体系から脱却を図る必要がございます。バイパス的道路の整備や放射環状型構成の道路網を形成するなどの交通処理の役割分担や交通の集約化を図ってまいりたいと存じます。

どの道路事業も複数年にわたる事業となりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員から2点にわたる御質問をいただきました。その詳細については、それぞれ今、担当が申し述べたところでございますが、私からは大きな思いとしてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、中川の美化と大気汚染についてでございますが、このことに関しましては、私のほうにもたびたびいろんな苦情といいますか要望等が出ておるところでございますが、非常に頭を悩ませておったところでございますが、今回、昔でいう公害防止協定、環境保全協定の締結についてぜひ前向きに考えていきたいという形で、事業所の今の所長さんもかわられまして、非常にそういったことに前向きに考えておられる方でございますので、住民の方を交えながら積極的な情報公開をする中で、一緒に考えていく対策をとっていくというような形の中で取り組んでいけたらと思っておりますので、いましばらく時間がかかるかもしれませんが、何とか前向きに

捉えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

2点目の国道の改良についてでございます。

今回、用地の買収を、先ほど担当課長が申しましたように、先行的に取得したところでございます。すぐにかかるというものではなく、将来に向けて国道の4車線化に進んでいく場合に備えてという形でございます。

この国道に関しましては、以前にもお話をしておりますけれども、平成14年に当時の審議の中で、20年以上事業計画が進んでない地域について見直しが行われ、この計画が中止、廃止されたものでございます。この計画の廃止をさらに復活させるには、地元の100%同意というようなかなかハードルの高いものが必要になってまいるわけでございますが、残念ながら先般、アンケートを実施したところ、まだ地元の自治会の方でありますとか住民の方で反対されている方がお見えになるというような状況の中で、ここら辺も非常に難しいところがございますが、国道の重要性、あるいは利便性の向上、生活環境の改善という部分では、どうしても4車線化を進めていく必要があるという思いで今後も国等に要望をかけていくところでございますが、現在のところの進み方といたしまして、東海環状西回り、今のところ2020年開通予定であります。これが順調にいくか少しおくれるかというところでございますが、これに今、国・県は集中して財源を投入しております。この事業が一段落した後に次にどこへ行くかという状況の中で、この国道21号に目を向けていただくための方策を考えていきたいと、今それを練っておるところでございます。

道路は我々にとって必要不可欠なインフラ、大事なインフラでございます。これをしっかりと活用し、さらに住みやすくしていくための要望というものは引き続きやっていきたいと思っておりますし、そのために地元住民の方の理解というものもしっかりと求めていきたいと思っておりますのでございます。

特に、すぐに4車線化が成らないということも踏まえまして、御所の交差点、それから塚之宮交差点、綾戸交差点、この3カ所が改良すべき大きな点ではないかなと思っておりますのでございまして、この塚之宮につきましては横断歩道のかげかえ等の話がございまして、そういった事業の中で今の用地取得も一緒に進んだ経緯もございまして。協力をいただきました住民の方には大変心から感謝を申し上げますし、またそのときにお話をした中で、移転されるほうも、非常に交通の多いところでございますので、住みにくいというか、不安がっておられたところも解消できて、非常に積極的に協力をしていただいたことに、心から感謝を申し上げますのでございます。

そういった思いを持って、国道につきましても、今後、しっかりと4車線化の事業の復活に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜るようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 御答弁ありがとうございました。

まず、第1点目の中川の関係でございます。

私もちょっと勉強不足で、協定名を知らなかったのは本当に申しわけなかったですが、今の御回答の中で、事業所、地元、町、県と協議をしていくと。事業所の方についても、前向きに検討されているということでありました。ぜひこれは早急をお願いをしたいというところでございます。

まず、今お示しをしました写真ですね。どのように感じられましたか、そこらあたりも御見解をお願いしたいと思います。

普通のきれいな川というふうには見えないと思いますけれども、住民課長さんは当然現地を通告した後には見られていると思いますけれども、今とそんなに変わりはないんですけれども、そのあたりも御見解をお願いしたいと思います。

特に事業所の施設整備の話については、いろいろとよくわかりました。これから積極的に強い御指導をお願いしたいということなんですけれども、それよりも事業所から出たところの排水路からリクシルへのおり口、これは東部下水道というんですかね、そこからずうっと表佐の中心市街地を通過して、表佐公民館のところを通過していきますと、非常にどろどろとしたものがあるわけですね。コンクリートの底とか壁にこびりついているわけです。あれを例えば強い水压で流すと、今度は下流がちょっと困りますので、下流では農業用水で取水をしておりますから、ぜひともしゅんせつをお願いしたいと思います。きれいな形で、今とりあえずやっていただきたい。そして、その4者協議ですか、検討されて、どういうふうに行くかはわかりませんが、それから後にどういうようになっていくかという推移も地元としては見たいです。

これから夏場になります。窓もあけられない状態、非常にくさいです。こんなことを申し上げてはあれですが、県には垂井町の課長さんもおいでですので、ちょうど今が話しやすいときじゃないでしょうかね。そこらあたり、ぜひお願いしたいと思います。

それから、2点目の道路の関係でございます。

よくわかりましたが、町長さん、全国町村会の副会長、まだ任期はありますね。ちょこちょこ東京へ行かれる、上京もされると思いますし、県へも行かれると思いますので、機会あるごとに、行動は外してでも、こういった要望はぜひしていただきたいと思います。

そこで、今現在の買収された土地を見ていただきますと、木ぐいでロープを張って、あとバリケード、ちょっと壊れたようなバリケードもありますし、三角コーンも点々とあるんですけれども、いつの間にかよくわかりませんが、相川のドッグラン、とてもすばらしいフェンスが設置されております。建設課長、この前、常任委員会では大変安かったとおっしゃいましたけれども、あそこまでの高いのでは運転には支障がありますけれども、安かったんならもうちょっとらしいものを取りつけてください。よろしく申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、写真を見ての见解をとということでございます。

もやもやしたものが浮いておる状況、それから川にこびりついておる状況、これは決してきれい、美化運動のときに入りたくないという気持ちはよくわかるところでございます。また、これが恐らくにおいのもとにもなっているんだろうなということは容易に想像ができるところでございます。

しゅんせつということでございましたけれども、かつてもしゅんせつしておるんですけども、これがすぐまた出てくるという状況でございますので、こちら辺はまた機を見て、しっかりとしゅんせつはやっていかなければいけないというふうに認識をしておりますので、御理解賜りたいと思います。

それから国道について、もちろんさまざまな場面で4車線化のことについては要望しておるところでございますが、垂井区間の4.2キロのみが国道の中では交互通行といいますか2車線でしかないという状況の中で、何とかしてほしいということで、この間も国会議員の国政報告のときに、私ちょっとお覚えてきたんですが、そのときには国会議員の先生のほうは事前にそのお話をされておったということで、それだけの意識は持っておっていただけたと思いますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思います。

それから、現状の管理につきましては、しっかりとまた安全なように配慮していきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君）　しばらく休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時45分　休憩

午前11時00分　再開

○副議長（角田　寛君）　それでは、再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番　後藤省治君。

〔10番　後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君）　どうもこんにちは。

聞こえますか。これぐらいでよろしいですかね。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

昨年4月の統一地方選挙において、私は元氣な垂井町にしようと再度の立候補に立ち、当選させていただきました。それから3回の議会が開催され、中川町政の執行状況について見てまいりましたが、町長の一生懸命に頑張っている姿は、この目に焼きつくほど伝わってまいりました。そして、今議会において平成28年度の施政方針が出され、そのページも増大されております。

平成28年度の予算は、一般会計が85億8,000万円であり、昨年から0.4%の伸び率であります。また、特別会計を含めた総合計の予算は173億221万7,000円であり、今までに最も多い予算となっています。しかし、同僚議員からの質問もありましたように、目玉となるような政策が見

えないように思います。また、ほとんどが国・県からのぶら下がり予算であり、町単独の事業などは見られないようにも思われます。そうした国・県の追従予算が、垂井町の元気を失わせているのではないのでしょうか。

また、中川町長の行政執行の進め方は、1に町民アンケート、2に町民による審議会の開催、3にパブリックコメント、4にホームページへの情報公開など、ほとんど完璧に近い優等生のやり方であります。これらの政策は町民みんなで決めたことだと主張するものであります。しかし、責任の所在はなく、まとめられた政策がゆえに味の悪いものになっているのではないのでしょうか。

私が思うことは、町の政策を提案するときに町長の意思が存在していることであり、最終的政策の責任は町長にあることを明らかにすることが必要であります。そうした観点から、平成28年度の施政方針を中心に質問させていただきます。

第1点目の質問は、町長の好きな言葉「思いやりの心」について質問します。

平成28年度施政方針の中で町長は冒頭に、平成15年に町長に当選して以来、思いやりの心を政策の根幹に据えてきたと述べております。非常に立派な言葉であり、感心しますが、一般の町民がどこまで理解しているのでしょうか。思いやりという言葉は、施政方針には平成27年度と28年度に出てきているだけであり、理解するのは難しいのではないかと考えます。

そこで最初の質問は、1. 思いやりの心と政策につながる思いとはどういうことを言っているのかについて説明していただきたいと思います。

垂井町のホームページに、女へんに口と書いて下に心をつけた漢字を「恕（じょ）」と読むそうではありますが、私も字源で調べたところ、「恕」とは思いやりのほかに哀れむとか許すという意味も含んでいるようであります。

次に、具体的な例を挙げて、恕の思いについて質問します。

例1として、離山の開発についてどのような気持ちで地権者等に接しているのかをお尋ねします。

この開発は、既に五、六年が過ぎており、地権者との意見交換会においても早く進めてほしいとの意見も出ていたように思います。もっと早く進めていれば、急傾斜地の問題も出てこなかったのではないのでしょうか。

質問の2つ目は、この開発問題についてどのような思いやりの心で進めているのでありましょうか。

例2として、まちづくり地区センター化について、町長の思いやりの政策の執行についてどのように進めるのか質問します。

まちづくりについては、まちづくり基本条例ができており、条例に従えば、当然まちづくりセンター化へ進むのが普通であるとお考えになるのでしょうか。私は、それぞれの地区では不安をいっぱい抱いていると思います。本当にセンター化することがよいことなのか、またその結果どのように変わるのか、不明のままです。

次の質問は、この地区センター化問題についてどう進めるのか、思いやりの心を持って述べていただくとありがたいと思います。

今、垂井町に住んでよかったと思う人、すなわち垂井町に愛着を持っている人は、意識調査では76.5%であります。この結果は、ほとんどの人が垂井町が好きだと判断してよいのでしょうか。残りの23.5%の人は垂井町を嫌がっている方であり、多数決によって決めていくのもいいですが、時には23.5%の行政を進めることも必要であり、思いやりの心に結びつくものであると思います。

次に、2点目の質問は、安心・安全のまちづくりについて質問します。

垂井町の町民が安心して暮らせるまちづくりには、防災・防犯に強い町であることは言うまでもありません。そして、日夜訓練を続けている不破消防の署員の方を初めとして、地域の消防団の皆様には頭が下がる思いがします。また、毎年行われております消防操法大会とか各地での避難訓練などによって私たちの生活が守られていることを身にしみて感じているところがあります。

しかし、消防署よりいただいた資料によりますと、昨年、平成27年度の不破郡管内における火災は12件発生しているとのことであります。火災は、いかに早く発見し、どれだけ早く消火できるかが大切であり、中でも人命の大切さが何よりも優先されるべきであります。消防署には高所監視カメラが設置されており、火災時にはその状況が正確に伝えられるように使われるそうであります。現状のものはカメラの位置も低く、遠くまでははっきり見えないようであります。昔は、この役場の上に望楼があったと聞いています。

質問1は、望楼はいつごろ取り外されたのでしょうか。また、ついていたときにはどのように使われていたのでしょうか。

神戸市の資料によると、高所監視カメラによる監視を行っており、各地区6カ所に取りつけて日夜監視をしているそうであります。垂井町のカメラは現状では不十分であるように思われます。

第2の質問は、カメラの位置をより高くして、正確な情報が得られるようにしてはいかがでしょうか。

安心・安全のまちづくりには防災と防犯が必要であり、特に防犯については警察任せの部分が多いのではないのでしょうか。今回、垂井町国民保護計画の見直しが行われました。これは武力攻撃事態等へ対応したものであり、自然災害に対して、人為的なテロ行為などの対応を規定したものであります。ことしは三重県でサミットがあり、特にテロがないとも限らない状況であります。

そこで質問3ですが、防犯に対してどのように対応しているのでしょうか。例えば警察との打ち合わせとか、毎日のパトロールの状況とか、特に公共の場、JR東海道線、新幹線などの見回りなどについて、情報があれば教えてください。

第3点目の質問は、庁舎跡地に観光のための展望タワーの建設について質問します。

私は垂井町に昭和55年に転入し、それから36年、今は垂井の人となり、八重垣神社の氏子となって生活させていただいていることを感謝しています。垂井町は合併して60年が過ぎ、7つの地域が一緒になった町であります。しかし、7つの地域ではそれぞれに祭りがあり、垂井は一つであるといったものがないように思われます。ブラッシュアップ事業のアンケートにおいても、垂井町の知名度が非常に低いことが認識されたところであります。

垂井町にはたくさんのお名所旧跡が存在しているところであり、垂井町40年史にも、歴史的にも非常に重要な地域であります。場所的にも歴史的にも重要な垂井町の資産を近隣に示すべきであると思います。それには垂井町全体が一つになること、すなわち何かシンボルを町の中心に建設することが重要であると考えます。庁舎移転に伴う跡地利用は、これからみんなで考えることでありますが、私は70メートル程度の展望タワー建設に取り組んではと考えるのですが、いかがでしょうか。

展望台からは、東には美濃路と中山道の追分、南は南宮山、北は池田山、西には関ヶ原合戦場など歴史絵巻がその場で見え、JR線、または新幹線の乗客からも「7つの星に光る垂井町」などのキャッチフレーズが見えることで、一度行ってみたいくなるのではないのでしょうか。また、池田温泉への客が月に2,000人ほどと予想される中、帰りにタワーに上ってみようかなれば、観光としての集客が期待できるものだと思います。

そこで質問します。

1. 今、提案しました展望タワーについてはどのように考えていますか。町長の考えをお聞かせ願います。

2番目は、跡地問題について、今後、地域の人を入れて審議会を持たれる考えはありましようか。

以上で質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

私の好きな言葉を引用していただきまして、非常に行政手法について評価をいただいておりますということに大変感謝を申し上げたいと思ひます。

思いやりの心と、その政策についてということについて、少しお答えをさせていただけたらと思ひます。

議員のほうからは、この思いやりという言葉が、27年と28年にしか出てこないというような御発言でございましたけれども、実はこれは第5次総合計画、平成20年からスタートしておるわけでございますけれども、「やさしさと活気あふれる環境快適都市」、垂井町が将来求めておる姿を描いておるわけでありまして、これらを定める中で思いを膨らませてきたものでありまして、実は平成21年の施政方針の中でも、冒頭に、優しさと思いやりを誰もが共有できる町を目指すというような発言をしておるところでございます、決して取ってつけたよう

な新しいものではなくて、ずっとの思い、ここに私の思いが根差しておるということを御理解いただきたいと思います。

さて、このまちづくりを考えたときに、平成16年に合併協議が破綻し、垂井町は単独の町政運営を歩むという形になりました。そのときに考えたことが、行政依存ではない、住民がみずからを律し、みずから考え行動できる、そんなまちづくりが必要ではないかと考えたところがございます。この思いは、協働のまちづくりというものに進んでいくわけでございます。そして、この思いを担保するものとして、まちづくり基本条例の策定へとつながっていったものがございます。

今申しましたように、この5次総の目指す将来像「やさしさと活気あふれる環境快適都市」、この優しさの部分がまさに思いやりの心につながっていくところがございます。住民一人一人誰もが支え合わなければならないというふうには、お互いが相手を尊重し、いたわり合う気持ちがなければ、その関係はとともぎくしゃくとしたものになります。優しさに包まれ、思いやりの心にあふれた中で、人と人が、人と地域がつながっていくときに、この町に出会えてよかったと思える実感ができる町になっていくのではないかと思います。

このことは、現在までの社会情勢の流れの中でも見てとれる部分があると思います。平成23年3月11日、東日本大震災において「きずな」という言葉が言われました。また、2年ほど前には消滅可能性都市ということで、人口減少、超高齢化が進む社会の中で地方がどう生き延びていくのか、地方創生総合戦略というものが言われる中にあります。いずれも、こういった要件に対応していく中に大事なキーワードになるのは、みんなで支え合う社会、みんなで強くしていく社会ということになるのではないかと思います。

この5次総で進める「やさしさと活気あふれる快適環境都市」、その根底にあるみんなで支え合うという思いは、まさに時代の潮流に沿ったものではないかと認識をしておるところでございます。どうぞよろしく御理解賜りたいと思います。

それから、「恕」についても触れていただきました。これも、この恕の出典というのは論語の中に出てくる言葉でございます。弟子の1人、子貢という者が孔子に、世の中で人が一生かけてでも大事にしなければならないこと、それを一言で言うと何だろうという問いかけに、孔子が、それは恕であると答えております。恕というのは、その字の意味というのは議員がおっしゃったとおりの意味がございましたけれども、大切なのは思いやる気持ちというものが自分の立場で……。その前に、それは恕であると答えて、それに補足する形で、おのれの欲せざるところ人に施すことなかれと申しております。自分のしてほしくないことを人にするな、それが恕だと言っておりますが、恕とはそんな単純なものではないというふうには思いますけれども、大切なのは、その思いやる気持ちというのが、自分の立場で考えるのではなくて、相手の立場になり切って考える、自分を相手の身に置いてそのことを考えるということではないかと思えます。

その意味では、まちづくり基本条例の第8条にうたわれております住民の役割と責務におい

て、住民は、お互いに尊重し、協力し、まちづくりに参加する。その場合、みずからの言動には責任を持つとっております。とてもこれは重要な意味を持つてくるのではないかなあとと思います。言いつ放しではない、本気を置き放しではない、みずからも言われる側、与える側に立つことを意識する、まさに住民の責務がうたわれていると思います。

そういった相手の立場を思うということを考えたときに、今の離山問題、それから地区センター化の問題を例示されましたけれども、現在までのその取り組みにつきましては後ほど担当課のほうから説明をさせますけれども、それぞれに課題があることは十分に認識をしております。

離山においては、どちらかというとな法の規制のクリアに時間がかかり、その間の説明が十分ではなかったのかということをおいに反省するところでもあります。また、各地区の公民館の地区センター化においては、各地区まちづくり協議会の立ち上げとも絡んでおるわけでもありますけれども、その求める姿を明確に示し切れなかったところに、住民の方に不安を与えた側面があったのではないかとおもうところがございます。ただ、地区センター化は、これからのまちづくりに必要という思いの中で進めていきたいとおもうので、よろしく御理解を賜りたいとおもういます。

これからも情報交換や提供などを通じて、その事業の必要性や町政の方針などについて理解を深めていき、もちろん至らないところは出てくるでしょうけれども、お互いがその思いを伝えながら、お互いにキャッチボールしながら着実に前に進めていきたいと、そんな思いでこれからも町政に当たっていききたいとおもういます。

最後に、少数意見のこと、23.5%の思いということをおわれましてけれども、多数決で決めるというのは民主主義の大前提であります。ただそこに、じゃあ少数意見は全て抹殺していいのかということになるとおもういます。それをしないがために、パブリックコメントでありワークショップとか、いろんな方の意見を拾っていく。そういった中で、その積み上げとして最終的に多数決によって決めていく。その方向の中に、その意見の中に少数の意見も含める中でいくということが必要になってくるとおもういます。要は大と小、うまくバランスをとりながら進めていくということが必要でありますので、決して独裁にならないような形で進めていきたいと、それは常々思っておることでございますので、よろしく御理解を賜りたいとおもういます。

なお、展望タワーについて所見を求められました。後ほど担当から話もあるとおもういますけれども、私はこの庁舎の跡地につきましては、これからいろんな論議が出てくるものとおもういます。その中の70メートルがいいのか100メートルがいいのかという話はあるかとおもういますけれども、一つの考え方として、垂井町のシンボリックなものという考え方はあっているのかなというふうにはおもういますが、それがどういう形になるか、当然、財政的な部分もついて回る話でございますので、さまざまな意見をいただく中で、跡地については皆さんと一緒に論議をする中で進めていきたいとおもういますので、よろしくお願いをしたいとおもういます。

私のほうから、答弁は以上とさせていただきます。

○副議長（角田 寛君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 後藤議員の1点目のお尋ねの中で、離山の開発における思いやりの心について御答弁をさせていただきます。

地権者にどのように接しているのか、どのような思いやりの心で進めようとしているのかというお尋ねでございますが、取り組み内容について御説明をさせていただきます。

離山周辺工場用地につきましては、平成22年に計画地を離山周辺地区と決定し、事業に着手してまいったところでございます。今日に至るまで、かなり時間が経過し、地権者を初め関係者の方々には御心配をおかけしているところでございます。農地を転用することについての協議や土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の制限に係る協議に時間を費やしてきたところでございます。

その間、地権者の皆様とは状況の変化に応じて、意見交換会や離山周辺地区便りを発行し、情報共有に努めてきたところでございます。意見交換会は2地区に分かれて7回、計14回実施し、便りにつきましては全ての地権者に対して先月までに11回発行してきたところでございます。

議員がおっしゃるとおり、事業着手から6年が経過し、時間がかかり過ぎて、地権者の方々にはなかなか前向きなお話をできる情報もなく、御迷惑や御心配をおかけしている面もあると思います。しかし、農地転用に関する課題や土砂災害特別警戒区域に対する課題に対しましては、やがて整理ができる段階に来ております。着実に本事業は実現に向けて進んでいるものであります。今後はスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。特に地権者の皆様に対しては、誠心誠意丁寧な対応で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（角田 寛君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、後藤議員の大きく1つ目の中の3番目でございます地区センター化問題についてどう進めるのか及び大きく2つ目の安心・安全のまちづくりの御質問に答弁をさせていただきます。

まず、1つ目のまちづくり地区センター化につきましては、現状の公民館施設を地区まちづくり協議会が活動する拠点施設として地区まちづくりセンターへ移行するものでございます。既に垂井地区、府中地区におきましては、公民館を地区まちづくりセンターに移行しているところでございます。

また、昨年11月、栗原地区まちづくり協議会の会議におきまして、栗原地区まちづくりセンターへの移行について、公民館長、連合自治会長、ほか各種団体の代表の方が出席の中、地区センター化について協議をいたしました。その結果、地区まちづくりセンターに移行し、まちづくりの推進を図るとの要望をいただきましたので、このたび条例改正におきまして合原公民

館を栗原地区まちづくりセンターへ移行する条例を上程しているところでございます。

また、昨年11月には5館の公民館長が町長を訪問され、地区まちづくりセンターへ平成29年4月には移行するための取り組みを行っていくとのお話もあり、平成28年度において各地区との協議を重ね、平成29年4月には残り4館についても地区まちづくりセンター化をし、地区まちづくり協議会の活動の拠点として条例等の整備をしていきたいと考えております。

続きまして、大きく2つ目の安全・安心のまちづくりについて、議員申されましたとおり、消防団や自主防災組織など、住民の皆様からの多大なる御協力、御理解によりまして、安心して暮らせるまちづくりが進められているものと認識しているところでございます。

そこで1つ目の、まず庁舎屋上の望楼の撤去時期についてでございますが、この庁舎望楼につきましては、庁舎建設時におきまして、消防署が併設されておることから、長年、町内の監視に利用しておりましたが、昭和53年4月に消防署が現在の相川左岸に移転されてからは、監視としての役目を終え、町のシンボルとして位置づけられております。その後、平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災や平成23年に発生しました東日本大震災などから、公共施設の耐震性能の確保が課題となる中で、本庁舎におきましても診断結果から耐震性が低く、特に望楼につきましては大震災が発生した際、転倒する可能性が高いとの診断を受け、平成23年12月から翌年の3月の工期で撤去を行ったところでございます。

次に、2つ目の高所カメラ、監視カメラについてでございますけれども、議員申される高所カメラ、監視カメラは、町ホームページから閲覧できるライブカメラをお示しと思っておりますけれども、当該カメラは平成15年に庁舎望楼内において設置をしましたが、先ほど申しましたとおり、望楼の耐震性能が劣っておることから、望楼の撤去工事とあわせ、庁舎付近でできる限り高い位置に設置できる垂井分団車庫横の火の見やぐらに移設をしたところでございます。

なお、このライブカメラは、垂井町の景色とか四季の魅力を町内外に発信するために設置しており、監視用に設置したわけではございません。

また、不破消防組合消防本部に設置してあります監視カメラは、火災を発見する目的ではなく、災害規模の把握や部隊運用、災害の進行等を司令要員が現場と共有し、最善の活動方針を決定する目的で、災害情報収集カメラとして運用しているところでございます。いずれにしましても、個人情報保護の観点からも監視カメラとしての機能はございませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、3つ目のテロなどの武力攻撃対策も踏まえた広い意味での防犯についてでございますが、議員申されましたとおり、今回修正をいたしました垂井町国民保護計画は、大陸弾道ミサイルやテロ、ゲリラ攻撃などの武力攻撃から住民を守るため、国・県・町が相互に連携し対応を図っていくための計画でありまして、今年4月から9月にかけて開催されます伊勢志摩サミットにおきましても、県の危機管理部局より災害発生時の対応についても再確認の通知がなされるなど、情報を共有し、密にしているところでございます。

議員御質問の警察との打ち合わせやパトロール、公共交通機関につきましては、現状ではサ

ミットに伴う武力攻撃などへ対応は行っておりませんが、災害発生時には関係機関との連携をし、対応を図ってまいります。

町といたしましては、災害の起きにくい地域の環境づくりを進め、住民の日常を守るための防犯対策を警察や郡の防犯協会、こども見守り隊や老人会などの防犯ボランティア等の関係機関と連携して施策を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくをお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 後藤議員の大きい3点目の庁舎跡地に観光のための展望タワーの建設について、私のほうから御回答申し上げたいと思います。

2点ほどお尋ねでございますが、現庁舎の跡地の有効活用につきましては、新庁舎基本構想にも示しておりますとおり、庁舎の移転建てかえにつきましては、現在の敷地を地域の活性化に有効に活用することが前提でございます。新庁舎の議論と両輪で進めることが大変重要であると考えております。このことから町といたしましては、平成28年度から現在の庁舎跡地の有効活用の方法について検討を進めることとしておるところでございます。

第1点目の町のシンボルとなる展望タワーを町の中心に建てて、観光の側面から集客を図ってはどうかという御提言でございますが、冒頭、町長も申しましたとおり、跡地活用の一つの考え方でございまして、この地域のみならず、これまでにない発想の御提案ではないかと思っております。財源的なこともございますが、今後、合意形成をしていく段階でぜひ参考にさせていただきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

次に、2点目についてでございますが、御案内のとおり、中山道垂井宿を中心といたしましたまちづくりの議論につきましては、これまでも観光、あるいは都市計画の視点からさまざまな手法を用いながら検討してまいりました。回数を重ねるうちに新鮮味が失われるなど、事業の選定にも大変苦慮してきたという経緯がございます。このことから、このたびの庁舎移転の議論がまちづくりの大きな転換のチャンスと捉え、これまでにない手法から一部見直しをいたしまして、今議会でもお願いしておりますとおり、今後につながる新たな手法を講ずることにいたしました。

議員御提言にございますような展望タワーといった御提案や、そのほかさまざまな御提言をいただくために、活発な意見交換を生み出すための環境づくり、そしてまた仕組みづくりが大変重要でございます。平成28年度は、そうした議論の第1段階と捉えまして、町民と行政との協働、特に外部からの視点、若者の視点が期待できる大学生との連携を図りながら、この地域かいわいを中心に、地元住民の皆様や関係者の皆様の積極的な参画のもとに、まずはガヤガヤ的な会議を催しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

したがって、第1段階と先ほど申しましたが、次のステップでは御提言いただいております。

ますような例えば審議会、あるいは今回、庁舎に関しますあり方検討委員会で進めてまいったような、そういった形態的なものも、今後立ち上げながら推進してまいる考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になります、庁舎跡地の有効活用につきましては新庁舎の議論と両輪で進める、このことは今後の垂井町のまちづくりにとりましても大変重要な課題でございます。町民の皆様を初め議員各位の御意見、御提言をいただきながら推進してまいる所存でございますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 再質問させていただきます。

答弁、ありがとうございました。町長の答弁は本当にすらすらとお話になられたんですが、きょうたまたま岐阜新聞の中に「意思決定は多数決と少数意見尊重で」というタイトルになっております。何でも多数の力で押し通せば、多数の横暴となり、一切の反対や批判を封じてしまい、一挙に独裁政治の体制をつくりかねないというふうな文章が載っていたので、今まで審議会とか、そういうふうなやり方を進めてこられて、今回も、今、答弁がありましたように、跡地も審議会とあり方委員会のようにかけて進めますというふうなことで、審議会はあくまでも審議会であって、その答申をもとに公の議会で議論するのが普通のあり方であると思ひます。

そういった面から、少数派意見がパブリックコメントの中にありますというふうにご答えられた。私が言っている少数意見というのは、多数意見を求める前に、町政の責任者たる町長がまず自分の意思をはっきり示すことだと。それは部下に対しても示すべきであって、今、課長2人がそれぞれの事業について、離山とまちづくりについて答えられましたが、もっと最初に町長の意思をきちっと部下に指示するべきでないかと思ひなのが、私の言っている多数決だけで決めるんじゃなくて自分の意思である程度示していくべきでないかということですが、そのことに対して、意味がわからないですか。

いろんな事業をやるときにおいて、一番最初に町長の思いというのは、それが僕は思いやりやと思ひるので、その思いを先に方針として述べるべきでないということなんです。

それで、先ほど怒の話、僕ずうっと考えていたんですが、やはり許すとか哀れむという気持ちがあるんでないかなあ。先ほどもまちづくり8条の条例を出されましたですけども、上から目線になっているんでないかなあというふうに思ひます。例えば僕、9月のときに、町民会議のような座談会を持ったらどうやという話をしたんですが、なかなかそこらあたりは伝わってこないんですが、同僚議員の中にも、こういう若者会議とやるような、これこそまさに町民の目線であるし、こういったところへ入り込んででも町民目線で議論を進めたほうがいいんじゃないかというふうには思ひますが、ここらあたりは住民目線で考えていくことはどうですかという質問を再質問させていただきます。

もう1つ、財源について、先ほどの質問でも財源があるから優先順位があるからと。垂井町は財政指数0.72ですよ。それで、財政力指数というのは、結局、私が考えるのは、貯金をするか事業をやるか。町民のためならば、住民のためならば、そういった事業を進めるべきだと思いますし、財源財源言うて、財政力指数をためて、いわゆる貯金ばかりして事業をやめてしまうと、非常に元気のない、それこそ元気のない町になってしまうんじゃないかと思うんですが、その財源についてどう思われますか。

2点、少数派の意見と財源についての再質問をさせていただきますが、町長、よろしくお願いいたします。

○副議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

趣旨が若干つかみ切れてないところがあるかもわかりませんので、お許しをいただきたいと思いますが、まず、今、少数派ということについてのことでございます。

意思決定の方法について、町長の方針をまず示してからやっていくべきではないかと言われるつつも、怒の思いということの中で、どう見ても上から目線じゃないかということを言われました。逆に言うと、町長の方針を示して先に進めていくということは、全て私の意思によって進めていくということになりますので、それは少数意見を無視する形になる場合もございますね、当然。上から目線になる可能性もございますね。ですから、今、後藤議員が言われておるのは、相矛盾しておることを言われたような私は捉え方をしておるんですけども、私の今までの意思決定の方法というのは、御存じのように、下からボトムアップ、積み上げてきたものにおいて最終的な責任は町長である私が負うこととなります。そのことについては逃げも隠れもしませんし、そのことについてはしっかりと責任をとっていきたいと思いますが、そのつくり上げる過程においては、多くの方の思い、意見というものをいただく中で、最初の大きな前提の方針は示しますけれども、内容についてはどんどん詰めていくべきだという思いでこれまでやってまいりました。そのつくり上げ方について変えるつもりはありませんし、これからもその方針を貫いていきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

それから、財源につきましてですけれども、財政力指数を上げるためにやっておるわけでは決してありませんし、今まで基金等を積んでおりますけれども、これは事業を行うために基金を積んでおるわけでございますので、ある分、今まで起債が減ってきておる、償還がどんどん進んでおる状況があります。これは逆に言えば、前に別の議員の方からも質問がありましたけれども、事業をやっていないという一つのあらわれであるかもしれません。しかし、これからの事業展開におきましては、かなりの財政投資をしなければならない事業が待ち構えております。今の企業誘致にしても、それから庁舎問題についても、いろんな老朽施設の改築にいたしましても、多額の財源が必要となってまいります。そういったものにこれからどんどん投資をしていく時代になります。今までためていたものをそれに吐き出していくといえますか、その

ために今までしっかりと蓄えてきた部分があると思います。財政の流れというのは、ためるときと吐き出すときと、それが交互に来るものだと思います。その中で、少しでも後年度負担を求めながら、あるいは国からの援助を求めながら、財源を確保しながらやっていくという形でございますので、決して今、貯金だけをしっかりとするためにやっているということではなくて、事業を見据えながらやっていくと。その中で優先順位をつけてやっていくというのが考え方でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○副議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 通告に従いまして、2点御質問をさせていただきます。

まず1点、公有財産の整理・統廃合についてでございます。

町が所有いたします財産、いわゆる公有財産であります。管理所有・使用の区分により、大きく行政財産と普通財産とに分類されていますが、その総数は平成26年決算数値で、土地面積84万9,000平米余り、建物延べ面積で12万9,000平米余りを所有いたしております。大変多くの財産を維持管理していくには、多額の維持管理費が必要であります。

その中でも、行政財産のうち公用財産に分類されます役場庁舎、それから消防施設の分団車庫等の建物、公共用財産に分類されます小・中学校、幼稚園、保育園、町営住宅、公民館、文化会館、タリイピアセンターなどなど非常に多くの施設がございます。これを行政が直接管理して、広く住民の用に供する施設がある一方で、特定の地域住民の利用がほとんどという施設もございます。

各地区にございますコミュニティ・センター、あるいは集落センター、転作研修所などの集会施設でございます。この集会施設は地域密着施設であり、今後の行政運営上からも、この際地元は無償譲渡、あるいは指定管理者制度を活用するなどして、行政財産の整理をすべき課題であると思料するところでございます。

折しも町において長期的な視点で、計画的に公有財産等の更新、統廃合、長寿命化などを行うため公共施設等総合管理計画を策定するお考えがあるようでございますが、この集会所の今後のあり方について町長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

2点目でございます。超長期にわたる山林管理制度の提言についてでございます。

山林は、木材などの生産、地球環境の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健・レクリエーションなどの多面的機能を有しており、その機能を最大限持続的に発揮させていくためには、長期にわたり適切な保全管理がなされなければなりません。ところが、近年、我が町の大方の山林経営が、木材の価格低迷などにより、苦勞して山から切り出しても労賃にもならないなど全く光明が見えない厳しい状況が続いており、また一方で担い手の高齢化、後継者の不足、無関心などなど、担い手が絶対的に不足していることもあり、結果、山林の管理放棄的な状態になり、荒廢がますます進展しております。

もちろん、例外としてしっかりと管理されている山林が存在していることも申し添えておきま

すが、このような個々の山林管理の問題、課題のうち、集団で保全管理の一端が担えないかと、各地区山林組合の方々の理解と協力のもと、間伐適齢期を迎えている立木の団地間伐を施業することにより、山林の持つ多面的機能の発揮が持続されるよう努力されていることも承知いたしております。

しかしながら、山を守る、木を育てる、収益を上げるというトータルからすると、間伐だけでは全てではなく、個々の山林所有者が抱える問題・課題は解決できておらないと考える次第でございます。

新植から始まり、下刈り、枝打ち、除伐、間伐など、山林施業を適切に行い、択伐、主伐、販売まで一貫した管理・経営を山林所有者が安心して任せられるような組織体はできないものか。一部の山林では、県森林公社による分収造林制度によって実施されている場所もございますが、平成18年度以降は新規の取り扱いは休止されており、期待することはできません。

こうした状況下にあつて、寄附、買い取りなど町有財産として直接山林管理・経営する方法以外の方法として、新たに信託管理制度の創設を提言いたすものであります。いろいろな方法がある中で、あえて信託管理制度を提言するものでございますが、この信託管理制度とは、私有林を信託法に基づく契約をし、分収造林制度と同様に地上権を設定して一定期間の保育を行った後、伐採等の財産処分を行い、経費を差し引いた収益を山林所有者に配当する仕組みでございます。

適切に山林管理がなされるならば発揮される多面的機能を換価、お金に換算して補助金を交付し、経費に充当するならば、山林所有者にも恩恵があるような方法もアレンジ可能であり、理解も得られるものと考えますが、利点、欠点、課題はあるものの、何世代にもわたる超長期の山林管理手法として一考に値する制度であると思っております。

問題意識を共有するみんなが集い、悩み、苦しみ、思考をめぐらせることから新たな妙案が出るかもしれません。垂井町の山林面積3,300ヘクタール、うち人口林1,700ヘクタール、実に垂井町の総面積の60%余を占めております。座して山林が荒廃していくのを待つのは、未来に申しわけなく思うのは私だけではないと思っております。町長の御所見をお伺いするものでございます。

以上、質問を終わります。

○副議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 若山議員の1点目の公有財産の整理・統廃合について、私のほうから御回答申し上げたいと思っております。

中でも集会所の今後のあり方についてのお尋ねでございますが、議員御提言にもございましたとおり、公共施設等総合管理計画を策定いたします背景には、高度経済成長や人口増加を受けて建設されました公共施設等が、今後、更新時期を迎えることが見込まれるほか、一方でこれまでも地方公共団体は社会保障関係経費などの増加に対応するため、給与関係経費を初め投

資的経費を削減してきておりまして、さらなる財源捻出は容易でないこと、加えて人口減少、あるいは少子化等によりまして、今後の公共施設等の利用需要が大きく変化していくことが予想されるなど、公共施設等の配置のあり方を再検討する必要性が高まっている状況でございます。

こうした状況を鑑みたときに、公共施設等総合管理計画の策定を通じた計画的な管理につきましては、財政負担の軽減と平準化のみならず、将来のまちづくりを行っていく上でも大変重要と捉えておりまして、この点、議員と同様、意を同じくするところでもございます。

そこで、お尋ねでございますが、公有施設でございますが、コミュニティ・センター、あるいは集落センター、転作研修所などの集会施設につきましては、先ほど来申しました背景にある意義を十分認識いたしまして、計画を策定する際、一つ一つの施設の老朽化の状況や利用状況、そしてまた実態を客観的に把握しながら、あわせて維持管理等にかかる財源等の見込みも勘案する中で十分検討していく必要があると考えております。

したがって、集会施設につきましても、所管する課が複数にまたがっていること等ございまして、庁内で調整する場を設けるなどいたしまして、御提言にございます無償譲渡すべきか否か、また指定管理による管理委託という手法を講ずるのか、いずれにいたしましても地元の皆様が最も利用のしやすい管理方法等を協議してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（角田 寛君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 若山議員の2点目、超長期にわたる山林管理制度の御提言について御答弁をさせていただきます。

水源涵養、山地災害防止、木材生産など、多面的な機能を有する森林は、私たちの生活に潤いを与え、人々の命にかかわる重要な役割を果たしているところでございます。地球規模で保存しなければならないことは、議員の御提言の中でも触れられているとおりでございます。

しかし、森林所有者の山離れが目立ち、緊急に整備を必要とする森林が将来に向けてさらに増加する傾向にあることは確かでございます。このため本町においては、森林法に基づき、垂井町森林整備計画を樹立し、伐採、造林、保育など森林整備に関する基本的な事項を定め、伐採・間伐の標準的な方法、公益的機能森林の施業の方法、森林経営の受委託の促進、共同化の促進など、関係する事項を定めております。

この中では、森林所有者が個々で管理することが難しい現状の中、森林の経営の委託を受けた者が一体的なまとまりを持った森林において5年を1期とする森林経営計画を立て、効果的な森林の施業と適切な森林の保護を進めることとしております。幸いにも本町においては森林所有者で組織する山林管理組合が各地区にあり、森林の経営を受託する西南濃森林組合と連携し、この森林経営計画策定に努めております。現在、約389ヘクタールの森林において計画が立てられており、平成27年度においては、国・県の補助金、県の森林環境税を活用する中で、

約77ヘクタールの間伐を行ったところでございます。

しかし、間伐は1回でなく、3ないし5回行う必要があります。また、森林の恵みを10年、100年先の未来へつなげるため、多面的機能の維持と持続的な森林経営とを両立することが必要であることなどを考えると、これだけでは十分であるとは言えません。

また、山林の境界が不明であるとか、後継者不足、一部の山林管理組合の活動が終息しつつあるといった深刻な問題も抱えております。このことは全国的にも同様な課題であり、林野庁においては林業の成長産業化を実現し、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保、森林の公益的機能の維持・増進を図るため、森林法の改正が検討されているようでございます。その内容は、仮称でございますけれども林地台帳を整備し、森林の集約化、間伐の促進を行い、雇用の創出を期待しながら地域材を利用する産業の活性化を図り、地方創生につなげようとするものでございます。

いずれにしても、地域の実情を最も把握しているのは、直接山に携わる者が身近にいる私ども市町村が最も把握しているわけでございます。国の施策にも期待するところではございますが、議員御提案の信託管理制度も含め、山林管理の適正化に努めるとともに、山林にかかわりの深い各山林管理組合の代表者らで組織する垂井町森林懇談会の中でも十分な協議を行い、森林所有者以外も含む関係者の10年、100年先の未来へつなげるための合意形成づくりが必要であると考えております。

このため、垂井町森林懇談会のさらなる活動の活発化とか組織のあり方を見直す中で、今後、充実した森林整備に努めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目の公有財産の整理・統廃合についてでございますけれども、この件につきましては、統廃合というのは本当に難しいものだと思います。よほどの決意がないと、公共施設等総合管理計画を策定されるようでございますけれども、計画倒れになりかねません。町の将来のためにも、また町の財政的な長期展望のためにも、ぜひとも注力していただきますよう申し上げておきます。1点目はそれで終わります。

それから、2点目の超長期にわたる山林管理制度の提言についてでございますけれども、担当所管から森林懇談会を充実させながらということなんですけれども、平成28年度当初予算を見る限り、どこでそういった形が見受けられるのかなあとというふうにも思います。農業バージョンでいきますならば、昔は農地・水・環境保全向上対策、これを今は多面的機能支払制度という名称に変わってきているようですけれども、これは農業バージョンです。これを林業バージョンにできないかという思いもございます。

そういった制度とか、いろいろな知恵を絞るのも、山林管理組合の関係の皆様方、それから

以前はそういった組合があったけれども今は解散してまってないという地域もございます。その再復活、そういうことも含めながら、関係者が一堂に会した団体をつくる、町として組織体をつくっていく、そういったことで集まっていただいて、そこでガヤガヤ的にみんなの悩み、将来展望、こういったことを常日ごろから語り合うような場、これがいわゆる森林懇談会だと思うんですけれども、これをぜひ実りある、実のある懇談会にしていきたい。新農業経営対策会議、これは農業バージョンです。これも林業バージョンも、林業経営対策会議、名前は何でもいいんですけれども、そういった形の中でぜひとも組織化していきたいと思っております。

山林管理に関して非常に造詣が深い町長、ぜひ総括的な再質問答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の公有財産につきましては、今後、そういったものをしっかりつくる中で統廃合、特に今回問題になっておるのは集会施設等をどうしていくかということもあります。これは先ほど言いましたように、多課に、いろんな課にわたっておるところがございますので、こういったものを統合しながら、しっかりと調整しながら、地元の方との協議も進めながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう1点、山林については非常に難しい話でございます。私もかつて、そういったなりわいをしておりましたので、わかるところではございますけれども、今の農業バージョンでいう補助金制度を林業バージョンでもできないかということで、実はこのことについては、今、国のほうでというよりも我々市町村のほうで、新しい税制といいますか、岐阜県は森林環境税というのをやっておりますが、国バージョンでそういったものをつくろうというような動きを進めておるところでございます。まだこれはなかなか、新しい税というのは難しいところがございます。容易ではない部分がございますけれども、少しずつ回を重ねる中で前へ進んでおるところでございます。当然に岐阜県の場合も森林環境税を新しく作りましたが、これは単に山を持っているところだけではない、例えばここの関係でいいますと安八郡等は山がないような状況でございますが、そういうところにも森林環境税をかけるというような状況の中で、川上から川下までトータルで山を守っていく、川を守っていくという動きをしておる状況でございます。これを国においてもやっていこうという形で、その還元先は森林面積によって左右されてくる部分があるのではないかというふうにも思っております。

そういったことを考えるときに、問題は山がなりわいとして成り立たない、木材が成り立たないというのが一番大きな原因かと思っております。そういったことを捉えたときに、今、CLT（クロス・ラミネーテッド・ティンバー）、直交集成材といって、従来の集成材よりさらに強

度の高いものを使って、木造でも8階から10階ぐらいまでの建物を建てられるような新しいものがつくられようとしております。このことは、今回の東京オリンピックの競技場でも木材の使用と言われておるような中で、そういったものが組み立ててくると思います。木材の新しい利用という方面でも、ちょっと光が見えてきておるようなところがございます。

ただ、いずれにしましても山が荒れておる状況を何とかしなければ山にも入っていけない、あるいは山の管理が誰なのかと。議員、かつて申されました地籍調査等も一つの有効な方法かと思いますが、先ほど少し林地台帳のお話が出ましたけれども、これはまだこれから出てくる話でありまして、市町村に丸投げのところがあろうようなところも見え隠れしますので、今、しっかり調整をしておるところでございますけれども、そういった管理をする方法も踏まえながら今言った山をどう守っていくか、そのことが森林懇談会、実のあるものという御提言でございますけれども、後継者の不足というのが、この森林懇談会の中にも如実にあらわれている側面もでございます。山に関心を持っていただく、山に入る、そしてそのためには山に活力をつくっていくということが必要になりますので、トータルで、新しい税制等も含めた中で一生懸命考えていきたいと思っております。すぐに結論はなかなか出ないかもわかりませんが、山をしっかり守っていくという思いをこれからも維持していきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

○副議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時12分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

2011年の3月11日の東日本大震災から丸5年がたちました。あの震災で犠牲となられた方々と、その御遺族の皆様に深く哀悼の意を表しますとともに、今なお復興半ばでもとの生活に戻ることが困難な方々や故郷を離れて生活を余儀なくされている方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

当時、千葉に在住し、東京で勤務していた私は、仕事中に外出先で被災し、帰宅難民、食料や燃料の不足、近所の液状化現象や輪番停電、毎日のように鳴る緊急地震速報と余震を経験しました。東北地方で被災された方々の艱難辛苦に比べれば瑣末なことではありますが、この経験から命のあり方や防災に関する意識が高まりました。私たちが何げなく生きている今は、5年前にとうとい命を奪われた1万5,890名の方々にとって生きたかった未来であることを自覚しながら、犠牲となった方々のかなえたかった夢や思いを背負って命を全うしていきたいと思

います。それを東日本大震災で犠牲になったみたまへの誓いとさせていただきたいと思っております。あわせて、日々いつ来るかわからない災害に対して備えをさせていただいている町職員の皆様へも感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

今回の質問は3点です。1点目はふるさと納税について、2点目は「次世代の学校・地域」創生プランについて、3点目は人口減少対策と婚活支援についてです。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず1点目のふるさと納税についてお伺いいたします。

平成27年の第4回定例会、第5回定例会でも、ふるさと納税についての質問がありましたが、私からも改めて御質問いたします。

ふるさと納税は平成27年度より、ふるさと納税を行った方の特例控除額の上限が個人住民税所得割額の約1割から約2割に拡充され、ワンストップ特例制度の施行により、もともと確定申告不要な給与所得者等の場合、寄附先が5団体までであれば確定申告が不要になり、煩雑な事務手続が簡略化されました。また、寄附を行うに当たっての決済をクレジットカードで行うことが可能な自治体がふえ、ふるさと納税を行うに当たっての利便性が大幅に向上しました。

総務省が平成27年10月23日に公表したふるさと納税に関する現況調査によると、平成27年度の4月から9月の間のふるさと納税の受入額は全国で約453億6,000万円、対前年度同期比で約3.9倍となり、件数は約228万件と、これも対前年度同期比で約3.7倍となりました。

しかし、ふるさと納税はよいことばかりではありません。ふるさと納税に大きな注目が集まり、寄附件数が大きく増加したことで、多額の寄附を受け入れた自治体がある一方で、収入が減ってしまう自治体があります。これは、ふるさと納税によって控除される個人住民税が寄附をした人が住んでいる自治体の税であるためであり、垂井町の方々が町外のふるさと納税を利用すればするほど、垂井町の個人住民税の控除額が大きくなり、垂井町の税収入の低下につながります。

この点を踏まえ、ふるさと納税に関する1点目の質問をいたします。

平成28年度の垂井町民の寄附額と町税控除額を、またワンストップ特例制度を活用した控除について、それぞれ御回答ください。

ふるさと納税の質問の2点目に移ります。

先ほども御紹介させていただいた総務省のふるさと納税に関する現況調査では、ふるさと納税の受入額、受け入れ件数が増加した理由をふるさと納税の受け入れ自治体と団体に調査しています。最も回答の多かった理由は、全体の41%に当たる732の自治体や団体が回答している返礼品の充実が上げられ、続いて収納環境の整備やふるさと納税の定着や認知度の向上、広報の充実を上げています。

同調査には垂井町も回答を行っておりますが、平成27年4月から9月末までの寄附受け入れ件数と受入金額の実績、——これ以降は寄附実績と申します——これは3件、金額にして

15万円となっております。対前年度同期比、平成26年4月から9月末までの垂井町への寄附実績は3件、金額にして12万5,000円と、ふるさと納税の市場が3倍に成長していく中で変化がありません。

近隣市町と比較すると、お隣の養老町の平成27年4月から9月末までの寄附実績は103件で407万4,000円ですが、平成26年度の寄附実績は年間で1件、3万円でした。養老町は平成27年6月より返礼品の贈呈を開始したことによって、大幅な寄附実績の向上に成功しました。そのほかの近隣市町の平成27年4月から9月末までの寄附の実績は、関ヶ原町で11件、27万円、安八町は23件で156万円、池田町は415件で1,040万円、揖斐川町は77件で1,212万円、神戸町は1,184件で1,379万円、大垣市は1,659件で3,210万円と多額の寄附を受けており、前年度と比較しても軒並み増加しています。

このように、西濃地域だけでも自治体によって寄附額に大きな違いがありますが、国会では企業版ふるさと納税の制定に向けて地方税法の改正案が提出されており、あわせて地域再生法の改定案が提出されており、平成28年度からの施行が見込まれています。

先ほどの1つ目の質問は個人住民税の控除について実績をお伺いしていますが、今後、国会で審議される企業版ふるさと納税では、法人事業税と法人住民税が控除の対象となります。仮にこの法案の改正が行われた場合、何も手を打たないと、さらなる町税の減収に直面します。既にふるさと納税に先進的に取り組む自治体では、この企業版ふるさと納税が施行された場合に向けての調査・研究が進められており、ここで出おくれることは、垂井町の財政状況を悪化させてしまうことにつながりかねません。

こういった状況を踏まえて御質問いたします。

2点目の質問として、企業版のふるさと納税が施行された場合、垂井町として企業からの寄附を集められるような返礼やサービスを検討しているか御回答ください。

続いて、ふるさと納税に関して最後の質問を行います。

平成27年9月議会でのふるさと納税に関する一般質問での回答として過剰な返礼を慎むとありましたが、返礼品はどの自治体も基本的に自治体の内部から調達をしており、ふるさと納税の増加は、寄附金額がふえるだけでなく、自治体内の産業振興や事業者育成にもつながります。そういった観点からも、ぜひ早急なふるさと納税の環境整備を行っていただきたいと考えておりますが、一方で金銭的に価値のある返礼品だけでなく、寄附者にとっての価値のあるサービスの提供を行っている自治体があります。価値の提供であれば、金銭的なメリットではないので、加熱する返礼品合戦とは一線を画す形となります。どのようなサービスがあるか、ここで一例を御紹介させていただきます。

岐阜県大垣市、各務原市や静岡県西伊豆町、香川県高松市などで行われているお墓掃除。これは、地元出身でなかなか帰省ができない人向けのサービスで、年に数回、お墓の掃除と供花を行います。また、徳島県鳴門市では空き地や空き家の草刈りを行います。岐阜県大垣市や福岡県大木町では空き家の見守りを行います。これらのサービスは、基本的に自治体出身者をタ

ーゲットにした返礼であり、まさにふるさと納税の趣旨に沿ったサービスです。また、代行サービスをシルバー人材センターや障がい者就労施設に委託することで、地元の雇用も創出しています。

また、広島県神石高原町の犬の殺処分ゼロや長野県白馬村の白馬高校魅力化プロジェクトなど、クラウドファンディングと呼ばれる特定の事業に対してインターネットを使って寄附を募る金額設定の自由な寄附も実施されています。

ユニークなところでは、群馬県中之条町や山形県真室川町の1日町長体験など、自治体の創意工夫によってさまざまなサービスが展開されており、故郷を離れてなかなか帰省できない人に対する自治体の思いやりや、ふるさと納税の推進によって税収をふやし、行政サービスを向上させるという意気込みが伝わってきます。こういった点から御質問いたします。

垂井町では、高額な返礼に頼らないサービスの提供などは検討しているのでしょうか。

以上3点をふるさと納税に関する質問とさせていただきます。

続いて、「次世代の学校・地域」創生プランについて御質問いたします。

平成28年1月25日に文部科学大臣決定として、「次世代の学校・地域」創生プランが策定されました。これは、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のために、学校と地域が一体となって教育を進めることで、地域社会の活性化と地域で活躍する人材の輩出を目的としています。このプランは中央教育審議会の答申によって策定され、平成28年度をめどに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正や学校教育法、学校教育施行規則、教育職員免許法の改正、社会教育法の改正など、広範囲にわたる大規模な法改正を伴って実施される見込みとなっております。

このような地域と学校が一体となって教育を行う事例は全国でもまだ少数です。岐阜県可児市の地域課題解決型キャリア教育「可児エンリッチ・プロジェクト」や、北海道浦幌町のうらほろスタイル教育プロジェクトや、島留学の推進で教育業界、まちおこし分野で有名になった島根県海士町の隠岐島前高校魅力化プロジェクトなど、数えるほどしかありません。非常に大きな教育改革となり、関係各所での混乱が予想されますが、垂井町では既にまちづくり協議会や学校などが連携して地域で活動するなど、この制度がスムーズに導入される土台ができているものと考えます。この「次世代の学校・地域」創生プランの策定に当たっては、先進事例の収集や好事例の共有・普及などが行われる予定で、垂井町が既に行っている地域・学校の連携の好例を他市町に広める格好の機会となります。

そこで質問をさせていただきます。

この「次世代の学校・地域」創生プランをいち早く導入し、垂井町で行われている地域・学校の連携を体系立ったプロジェクトとしてコミュニティ・スクールを推進するというお考えはありますでしょうか。これまでの垂井町が進めてきた教育方針の正しさを広める素晴らしい機会ですので、ぜひお考えをお伺いしたいと思います。

以上が2点目の質問です。

最後の質問は、人口減少対策と婚活支援についてです。

平成27年度に実施された国勢調査にて、国勢調査を開始して以来、初めて日本の人口減少が確認されました。1970年代に、少子・高齢化社会の進行に伴い、人口減少社会が到来すると言われ始めてから約40年、ついに日本は本格的な人口減少期を迎えます。

垂井町においても、平成12年の2万8,935人をピークに人口は減少を続けており、平成22年には2万8,505人となり、今後の総人口の推移としては、45年後の平成72年に1万7,960人と半減することが予想されています。これに対して人口減少を抑制すべき人口ビジョンが策定され、平成72年には予想値よりも人口を3,000人増加させた人口2万1,000人を目指すという目標を掲げています。

自治体の人口を増加させるためには2つの方法があります。それは、子供を産む、つまり自然増か、他市町からの移住者をふやす、つまり社会増、この2つです。今回は、子供を産むの部分についてお伺いしたいと思います。

自治体における自然増には2つのパターンがあります。それは、1組の夫婦の子供の数をふやす、つまり合計特殊出生率の向上と、そもそも子供を産むために必要な夫婦の数をふやす有配偶率の向上ですが、自然増を促すための重要な指標の一つである婚姻数や婚姻率の向上に関しての目標が設定されていません。垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では出生数の向上に関する目標設定が行われていますが、そもそも垂井町内での婚姻数や婚姻率が向上しないと出生数の増加は見込めません。

1つ目の質問としては、この婚姻率や婚姻数を向上させ、垂井町でより多くの夫婦に結婚してもらうための政策を推進すべきと考えますが、町としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

2つ目の質問としては、垂井町の婚活支援に対するスタンスをお伺いしたいと思います。

配偶者は本来なら自分で見つけるものだという見方がありますが、一方で結婚をしないという選択をする人もふえています。これは価値観の多様化によるものですが、個人としてはそれでよいのですが、自治体としては、人口問題を考えると、結婚をして子供を産んでもらうということが人口減少対策の大前提となります。

結婚にかかわる近年の状況は、晩婚化・未婚化が著しく、これまで個人の問題とされていた結婚が自治体の存続にかかわる問題となってきました。国も平成27年度より、少子化社会対策大綱において結婚促進の支援をする、いわゆる婚活支援に対して本格的に取り組みを初め、婚活サポーター制度などの事業を展開しています。

国や自治体といった行政が、個人の問題である婚活について支援を行うことに関しては議論がなされていますが、過疎化や人口減少の進行が著しい自治体では、いち早く婚活支援を取り入れています。自治体の婚活支援に関するスタンスは、人口減少をどれだけ危機的に感じているかで大きく異なります。

また、垂井町で人口ビジョンと垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たって実

施されたアンケートでは、独身回答者の9割が結婚を希望しており、町内にも婚活支援にニーズがあることが推測できます。

そこで2点目の質問です。垂井町として婚活支援を行うことについてどのように考えているか、また今後の事業展開を行う場合の町としてのスタンスをお伺いしたいと思います。

3点目としては、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の子育て・福祉の分野の中に、KPI（重要業績評価）として婚活イベントを2回という目標がありますが、この事業を推進する主体部署はどの部署になるかお聞かせください。

あわせて、現在の垂井町では、まちづくり協議会や社会福祉協議会において婚活支援に取り組んでいますが、町としても複数の部署にまたがる婚活支援についてプロジェクトチームを立ち上げ、事業推進をすべきだと考えますがいかがでしょうか。

以上、御回答をいただければと思います。

以上、ふるさと納税、「次世代の学校・地域」創生プランについて、人口減少対策と婚活支援について、それぞれお伺いをいたしました。ぜひとも御回答をいただければと思います。

以上で私からの一般質問を終了といたします。御清聴いただき、ありがとうございました。

○議長（丹羽豊次君） 税務課長 中村桂君。

〔税務課長 中村桂君登壇〕

○税務課長（中村 桂君） 太田議員の御質問のふるさと納税について答弁させていただきます。

確定申告の不要な給与所得等が、ふるさと納税を行う場合、確定申告を行わずにふるさと納税の寄附控除を受けられる仕組み、ふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されました。この特例の申請には、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例適用に関する申請書を提出する必要があります。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず医療費控除や住宅借入金等特別控除を受けるなどのために確定申告を行う方がふるさと納税について寄附金控除の適用を受けるには、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告を行う必要があります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例を受ける方は、所得税から控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年6月に賦課される住民税において減額する形で控除が行われます。

寄附控除を適用させるため、寄附金を受領した自治体は、寄附者の居住する自治体の住民税担当部署にふるさと納税特例通知書を発付しなければなりません。垂井町に送付されております特例通知書件数は137件、寄附者数の人数は65名となっており、平均すると1人当たり2件以上の自治体に寄附をされています。寄附金額につきましては269万2,100円でございます。

この寄附金額から想定される町民税に及ぼす影響額については、寄附金額の上限について総所得の3割、特例加算について所得割額の2割とする制限があり、それぞれ納税義務者ごとに異なり、課税資料等を整理し賦課しないと詳細は算定できない現状でございます。したがって、町民税に係る影響額については、ワンストップ特例通知受理者のみとし、上限額以内の

寄附と仮定し算出し、寄附金額269万2,100円から寄附金より控除する2,000円を65名分、13万円差し引き256万2,100円が控除される金額とし、住民税における町民税の占める割合6割を乗じ、153万7,260円と見込み額を算出するところであります。

ただし、ワンストップ特例の適用を受けない申告によりふるさと納税の寄附金控除を申告される方もあり、垂井町役場において申告する方、大垣税務署に申告される方、御自宅のパソコンによってe-Taxで申告される方とさまざまであり、申告情報が現段階において整理し切れてないのが現状でございます。9月議会における回答に相応するものではないことを御承知おきいただきたく思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、太田議員の大きく1つ目の御質問の中の2つ目、企業版ふるさと納税の創設及び3つ目の返礼品にかわる返礼サービスの創設及び大きく3つ目の人口減少対策と婚活支援について答弁をさせていただきます。

初めに、企業版ふるさと納税の創設についてですけれども、企業版ふるさと納税とは、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加えまして、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講ずるもので、地方創生に取り組む地方公共団体を応援する制度でございます。

この優遇措置を受けるためには、地方公共団体が作成した総合戦略に位置づけられた事業で、仕事創生や結婚、出産、子育て等の観点から高い効果が見られる事業について、新たに地域再生計画を策定して国の認定を受けた寄附に限られるものでございます。

今後、町といたしましては、企業版ふるさと納税の制度が施行された場合は、企業にとってのメリット、またデメリットの検証をするとともに、町が地方創生を進める中で制度の活用を十分検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、返礼品にかわる返礼サービスの創出についてでございます。

現在、寄附をいただいたお礼といたしまして、観光土産品や垂井ブランド認証品の中から寄附金額に応じた返礼品を町で選択し、贈呈をさせていただいておりますが、寄附者の中には垂井町にゆかりがない方からの寄附もありますので、垂井町の特産品の返礼は町の魅力をPRする一つのツールとして考えております。

議員から御提案のありました1日町長などにつきましては、群馬県の中之条町で100万円以上の寄附に対しまして行われ、職員全員に訓示とか、議会全員協議会での挨拶などメニューから選ぶことが可能であり、ニュースにおいても取り上げられたなど話題性を呼びますが、当町といたしましては、寄附が増加するような魅力ある返礼サービスを検討することも必要であると思ひておりますが、まず垂井町はよりPRできる特産品の返礼を基本とし、寄附者の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、寄附の返礼品につきましては、前にもお話をさせていただきましたが、総務省より寄附金控除の趣旨を踏まえた良識のある対応が要請されていることから、垂井町としましては、寄附金額の1割程度、寄附金額が10万円を超えるような場合につきましては上限を1万円程度として過剰な返礼を慎み、本来のふるさと納税の趣旨を踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目の御質問であります、人口減少対策と婚活支援についてでございます。

まず、1つ目でございます。人口減少対策につきましては、町では昨年10月に、少子・高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるため、住民参加のもと、人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

垂井町の人口は2060年には約1万人が減少し、約1万8,000人になると推計がされており、その要因の一つであります死亡者が出生者を上回る自然減の状態が続いており、その背景には、議員申されますとおり、出生率の低下、婚姻の状況を示す有配偶率の減少など、数字として顕著にあらわれているところでございます。

このような状況の中、議員御指摘の婚姻率の向上に関する施策の取り組みにつきましては、総合戦略の3つ目の施策、子育て・福祉の中で非婚・晩婚化の対策といたしまして、社会福祉協議会などが実施する結婚相談事業及び地区まちづくり協議会が実施する出会いの場の創出に係る事業に対して支援を行っていくこととしており、町といたしましても関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の婚活支援に関する町のスタンスについてでございます。

議員御指摘のとおり、社会情勢の急速な変化とともに個人の生き方に対する考え方も大きく変わってきたと認識しているところでございます。昨年、総合戦略を策定した際に実施した住民アンケートの調査結果を見ますと、独身者のうち「交際している人がいない」と答えた方が約7割、「交際している相手はいるが結婚は具体的に決まっていない」と答えた方が2割、その2割のうち約9割が結婚したいと答えておられます。

こうした状況を見ますと、結婚したいという希望をかなえるため出会いの場の創出など、婚活に関する支援は町といたしましても取り組むべき施策と考えており、ひいては町の人口減少の施策の一助にもなり得るものと思っております。

今後は、行われる社会福祉協議会の婚活相談、地域で行われるお見合いパーティーの状況、成果などを調査・分析するとともに、町といたしましても西濃圏域など広域での婚活支援を検討するなど取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、大きく3点目でございますが、婚活支援の担当部署等はどこかという問題でございますけれども、垂井町の人口は平成28年3月1日現在で2万8,040人で、そのうち20代・30代の人口が5,925人と21.1%を占めておりますが、その中で岩手地区の人口は2,466人で、そのうち20代・30代の方は397人で16.1%となっており、20代・30代の人口が占める割合が垂井町の中でも一番低い地域となっております。

こうした状況を踏まえまして、岩手地区まちづくり協議会では地域住民意識調査を行い、婚活活動を推進していくことで岩手地区の活性化と人口増加を図ることとし、岐阜県のぎふ婚活サポートプロジェクトを活用し、町社会福祉協議会及び商工会と共催をいたしまして、昨年3月に第1回目の婚活活動を行ったところ、20代から40代までの岩手地区の男性19名と岐阜・大垣にお住まいの女性17名の参加を得て婚活パーティーを岩手公民館で行いました。会場では、1対1による自己紹介やゲーム、食事会などで盛り上げ、フリートークを通じて5組のカップルが誕生しました。

また、同年7月に第2回目の婚活パーティーを同地域内の明神湖でバーベキューを開催する予定でしたが、参加者が少数であったため中止となりました。なお、その後、同年10月に3回目を開催いたしまして、第2回目の結果を踏まえまして会場をレストランに変更したところ、男性18名、女性20名が参加をし、2カップルが誕生しています。

いずれにしましても、今後、関係課及び関係団体との連携と取り組みが必要でありますので、今後とも引き続き支援等をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 太田議員の御質問、大きく3点目の婚活支援について、私のほうからお答えをさせていただきます。

当町におけます婚活支援についてですが、ただいま企画調整課長の答弁にもありました垂井町社会福祉協議会の取り組みについて御説明をさせていただきます。

当協議会では今年度、西濃圏域内の5市町で組織する西濃地区結婚相談員連絡会に加盟いたしまして、「Happy Time Tea Salon」と称する婚活イベントを3回開催しております。また、当協議会が単独で男性のための出会いを生かす能力アップのための婚活モチ講座というものも1回開催いたしております。今後もイベントを継続する予定とのことで、来年度は西濃圏域の組織から離れて協議会単独でイベントの開催を検討しているところで、特に男性のための婚活モチ講座に力を入れる予定であるとのことでございます。

さらに、当協議会では、岐阜県が取り組んでいますぎふ広域結婚相談支援事業によるぎふ婚活サポーターの養成研修を職員も受講して現在6名のサポーター登録がされているなど、婚活事業に力を入れているのが現状でございます。

他市町におきましては、行政みずから積極的に婚活支援に取り組む自治体も見受けられるところですが、当町におきましては、既に垂井町社会福祉協議会が積極的に取り組んでおり、もともと結婚相談所としてのノウハウを持つ組織として、さらに力を入れる意気込みも見受けられることから、当町では改めて行政が直接取り組むよりは、ノウハウと実績を持つ垂井町社会福祉協議会としっかり連携をとり、それを支援する方策が最良ではないかと考えているとこ

ろでございます。

以上、太田議員からの婚活支援についての答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 太田議員の第2点目の「次世代の学校・地域」創生プランにつきましてお答えをさせていただきます。

「次世代の学校・地域」創生プランにつきましては、議員も申されておりますように、ことしの1月25日に文部科学大臣決定として策定をされております。このプランは、平成28年度から32年度までのおおむね5年間を対象として、取り組むべき具体的な取り組み施策と改革工程表が明示されております。

取り組み施策の中身を見てみますと大きく学校創生と地域創生に分けて、地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革や学校の組織運営改革など、さまざまな改革が示されております。今後、これらの改革を推進するための法整備等がなされてくるものと思われませんが、その動向を見ながら検討していかなければならないものと考えております。

そこで、地域・学校の連携を体系立てたプロジェクトとしてコミュニティ・スクールの推進でございますが、垂井町ではこれまで、保護者や地域住民から学校教育における理解と協力を十分に得ており、積極的な導入は考えておりませんでした。しかし、町内の学校においても児童・生徒、保護者への対応が複雑化・困難化し、教員だけで対応することが難しくなったケースもあります。学校と保護者や地域住民が目標やビジョンを共有し、一体となって子供を育てることは、今後一層大切にされなくてはならないことと考えております。

こうした現状や国の動向を踏まえながら、コミュニティ・スクールの導入など、地域・学校の連携の充実に向けて検討してまいりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 御答弁いただき、ありがとうございました。

まず、1点目のふるさと納税に関しては、垂井町からの町税に影響する控除額、前回は70万円程度と記憶をしておりますが、そこから現状でも既に倍近くにふえているということで、どんどんこれから町内の方も認知をされて利用がふえていくと思いますので、ぜひそちらの対策は講じていただきたいなと思っております。

質問なんですけれども、2点目の「次世代の学校・地域」創生プランについてお伺いをしたんですけれども、文部科学省がコミュニティ・スクールについて進めている研究指定校というのがあるので、例えばそういったものに対して町内の学校から名乗りを上げるといふ意思やお考えがあるかというところをお伺いしたいと思います。

意図としましては、我々が昨年、行政視察にお伺いさせていただいた埼玉県の上野市という

まちがありますが、こちらは読書日本一のまちを推進しているという中で、市内の学校を文科省の研究指定校に指定されて、それで学校の内部の方や、今申された地域の方、そしてそこに通っている学生さんたちが意識を変えて大きく前進をしていったという実績がありますので、そういったところがお考えとしてあるかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（丹羽豊次君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

○教育長（渡辺眞悟君） 太田議員の再質問、「次世代の学校・地域」創生プラン、コミュニティ・スクールにかかわる国の指定校についてでございますが、この件につきましては、3年ぐらい前に校長会でコミュニティ・スクールの推進校について滋賀県のほうへ研修に行かせていただきました。そのことをもとにしまして、今度新たにまた文科省のほうから、このような方向が出てきたわけでございますが、今のところ名乗りを上げて指定校を受けてということは考えておりません。むしろ、今ある学校評議員会等をさらに充実・強化し、コミュニティ・スクール化にかかわって推進していくために何が必要か、それから学校の子供たちがすくすく健やかに育っていくために、地域の方、それから家庭の方々にどのようにお力添えをいただくかという視点で、このコミュニティ・スクール化を考えていきたいと現状では思っております。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（丹羽豊次君） 8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は2つでございます。1つは垂井こども園開設に当たって、もう1つは産業振興策についてであります。

最初に、垂井こども園開設に当たってお尋ねをします。

垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の5つの基本目標のうち、第1の目標である雇用の創出と第3の目標である子育て支援の充実を担う施設として、垂井こども園がいよいよオープンに向けて具現化しつつあります。利用者がより安心して就業できるように、施設の安全とサービスの向上が図られ、かつ無駄をなくし、財政負担のより少ない、周辺の住環境と調和のとれたすばらしい施設になることを心から期待して、以下質問をいたします。

1. 候補地の選定に当たって特に重要視された要件は何か。
2. 開園までのスケジュールはどのようなものであるか。
3. 施設の規模、定員はどのようなものであるか。
4. 建物の外観、構造、機能、設備の特徴はどのようなものであるか。
5. 建設費の総額はどのように見積もられているか。
6. 開園に当たり拡充される子育て支援サービスはあるか。
7. 保育士ほか職員の労働環境や待遇改善策は盛り込まれるか。
8. 送迎車両と地域住民の交通安全対策はどのようなものであるか。

9. 周辺の整備計画はどのようなものであるか。特に既存排水路の改良は検討されているのか。また、既存道路の改良は検討されているか。

垂井こども園の予定地周辺の地区は、周囲に比べて低い土地であり、周りの雨水が集まり、ゲリラ豪雨のように短時間に多くの降水があると、排水路は一気に水かさを増し、あふれ出す危険があります。最終的に大谷川に注ぐ排水路はたった1本しかなく、狭くて排水能力は極めて脆弱です。さらに、予定地は以前は田んぼで、現在は畑として利用されており、台風のような大雨のときには一時的に雨水を蓄えるダムのような機能を備えています。こども園開設後は、屋根や園庭、駐車場、新設道路に降った雨が全て流入し、さらに危険を増すと思われます。排水路の改良がぜひとも必要と考えます。どのような御認識かをお尋ねします。

また、道路に関しましては、利用者及び周辺住民の安全と利便性を確保するために、用地北側、東側、特に相川堤防道路と、それに接続する既存道路の改良が必要ではないでしょうか。

続いて、産業振興策についてお尋ねをします。

町の発展を支えるのは、すなわち経済発展ではないでしょうか。垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱となる雇用、文化財、観光、お祭り、子育て、福祉、まちづくり、それらは豊かな経済があつてこそ実現をします。生産人口の減少が既に現実となる中で、地域経済が今後も発展を続けるのは容易ではありません。

一方、今後、垂井町周辺では、東海環状自動車道の延伸や養老インターチェンジの新設、養老サービスエリアのスマートインターの開設等、経済活動にとって好材料も見受けられる状況です。

経済力豊かな地域を目指して、地元企業の元気な活動をとことん応援すべきとの思いで、以下質問します。

1. 企業誘致の進捗状況は。
2. 既存企業への支援策は。
3. 起業向けの支援策は。
4. 空き店舗や空き工場の実態を調査して有効活用ができないか。
5. 中小企業向けの事業用地は不足していないか。
6. 市街化区域内でまとまった事業用地は残っているか。
7. 現在の都市計画は土地の有効利用を妨げていないか。

以上2点の質問でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 安田議員の御質問1点目の垂井こども園開設に当たってについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

この垂井こども園の件につきましては、所管の常任委員会でも御説明をさせていただいたところですが、改めて御質問に基づきましてお答えをさせていただきます。

まずもって今回の垂井こども園の建設におけます設計方針である設計コンセプトですが、子供を温かく受容し、心安らぐ過ごしやすい園といたしました。その前提といたしまして、1つ目に園児が生活時間の大半を過ごす施設であることから、第2の家庭のように心安らぐ過ごしやすい園とすること。2つ目に、園にはさまざまな年齢の園児がおり、子供の育ちに必要な異年齢交流や集団活動がしやすい園とし、また適切な療育が提供できる園とすること。3つ目に、地域住民との交流スペースを設けることで、昔ながらの遊びや地域の伝統を伝え、協働で子供の生活環境をつくり上げる園とすることを踏まえて決定したものです。さらに、周辺の住宅環境に配慮し、気候条件等を考慮することを設計条件といたしました。

以上の設計方針と条件を踏まえまして、御質問の回答をさせていただきます。

初めに、1点目の候補地の選定にあつては特に重要視した要件はですが、基本的に垂井小学校区の利用者が大半であるため、将来通学する垂井小学校に近くて未利用地の広大な土地が確保できることと、園児と小学生とが交流のしやすい場所を選定いたしました。

次に、2点目の開園までのスケジュールはですが、現在、基本的な設計を行っているところで、平成28年度には詳細設計と工事に必要となる手続及び園の建設に必要な町道の建設工事を実施する予定です。その後、平成29年度に敷地の造成及び園舎の建築工事を行い、平成30年4月の開園を目指しているところです。

次に、3点目の施設の規模、定員はですが、敷地面積は駐車場を含め約5,600平方メートル、建物は延べ面積2,000平方メートル程度、定員は200名を予定しています。

次に、4点目の建物の外観、構造、機能、設備の特徴はですが、建物は園児の生活、周辺の住宅環境に配慮し、園庭を取り囲む形状を予定しています。園庭を取り囲むことにより、西風を遮るとともに砂が飛ぶのを防ぎ、飛散するのを少しでも抑えられるよう配慮しました。構造は鉄骨造一部2階建てで計画し、平家建て部分の屋上は青空広場として屋上デッキを設け、第2のグラウンドとして利用するものです。設備の特徴として、地域の方と協働で園児の生活環境をつくり上げたいとの考えにより地域交流室を設けます。また、エレベーター1基を設置し、利用者に優しい園舎を目指しています。

次に、5点目の建設費の総額をどのように見積もっているかですが、工事費につきましては、土地代を除いて総工費6億5,000万円ほどを予定しております。最近の社会・経済、建設の情勢により、垂井東こども園と比較しますと、建設費が1割から2割ほど高騰していると思われます。

次に、6点目の開園に当たり拡充される子育て支援サービスはですが、垂井こども園には保育所と幼稚園の機能のほかに、現在、西保育園で実施している一時保育所としての機能と町内で3カ所目となる子育て支援センターを設置し、育児講座や遊び方指導などを実施する予定です。また、支援を必要とする通園児に対しましては、身近な場所で適切な療育を提供するためのプレールームを設ける予定です。

次に、7点目の保育士ほか職員の労働環境や待遇改善策はですが、現在、統合する3園では

延長保育を実施しており、その勤務は保育士が早番と遅番のローテーションを組み、保育園舎と幼稚園舎に分かれて保育しているわけですが、施設が統合されることによりまして、延長保育に従事する回数を減少できると考えているところでございます。

次に、8点目の送迎車両と地域住民の交通安全対策はですが、現在、垂井東こども園でも実施していますが、保護者向けに一方通行などの送迎時の独自のルールをつくって、園児や地域住民の安全を確保する予定でございます。

次に、9点目の周辺の整備計画ですが、まずは既存排水路の改良は検討されているかですが、排水路につきましては、工事に伴い、一部布設がえを予定しております。また、豪雨等により雨水が排水路に短時間で流れ込むことを防ぐため、安全性を確保した貯水する方法や親水性にすぐれた園庭とする工法などを検討しているところで、今後の詳細設計でさらなる有効な方法等を検討してまいります。今後は、所管の担当部署とも十分協議の上、設計を進める予定でございます。

次に、既存道路の改良は検討されているかですが、今後の開発許可申請に向けまして、建築事務所とも協議、検討している段階ですが、保健センター東側に垂井166号線を新設するほかに、敷地の南側及び敷地の東側の町道を拡幅して、車両のスムーズな通行及び歩行者の安全を確保する予定でございます。

以上が御質問の回答とともに、現時点での設計概要でもありますが、今後、関係機関との協議や詳細設計等によりましてまだ変更が生じることもありますので、御理解をお願いいたします。

なお、これまでに設計事務所からの提案に基づきまして、保育士や、保育士である園長や、保護者代表からの意見も踏まえて検討してきたものでございます。今後も利用者並びに付近住民の方々の安心・安全を第一に配慮し、地域の方々が利用しやすい、地域に愛される施設を目指して、さらにより検討を深める所存でございます。

以上、安田議員からの垂井こども園開設に当たっての答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 安田議員から2点目にお尋ねのあった産業振興策について、私のほうから答弁をさせていただきます。

内容は、企業誘致の進捗状況を初め7項目ございましたが、私のほうからは1項目から6項目めまでを御答弁させていただきます。

まず初めに、企業誘致の進捗状況についてでございますが、第5次総合計画においては、平成29年度までの誘致件数に係る目標値を3件と定めております。現在、離山周辺の工場用地の開発については、土地所有者との情報共有に努めながら、開発に向け許可権者と協議を進めております。農地転用に係る協議や土砂災害特別警戒区域に係る協議など、やがて課題が整理で

きる段階に来ております。さまざまな手続が必要となり、計画当初からは随分時間が経過し、関係各位には大変御心配をかけているところでございますが、進出企業についても幾つかの企業から引き合いがあるなど、着実に前向きに進めているところでございます。

一方、栗原地区で行っている圃場整備事業に係る非農用地を活用した企業誘致事業でございますけれども、これにつきましては、都市計画法に基づく地区計画を昨年9月に決定し、現在、新規企業による建設工事が進められており、平成28年中に操業開始となる見込みでございます。また、隣接する区画についても、既存企業の拡張ということで、具体的な協議を進めているところでございます。その他町内の他の場所において町内企業の拡張計画があったり工場跡地に他の企業の進出が決定するなど、町にとってはよい方向に進んでいるものと考えております。

続きまして、既存企業への支援策ということでございますけれども、本町に工場などを新設・増設または移設する場合における支援策として、垂井町企業立地促進条例を制定しているところでございます。この条例は、新規立地企業だけでなく、既存企業にも御活用いただいております。平成27年度においても1件の既存企業が御活用されており、平成28年度にも別の企業が活用される見込みでございます。

支援の内容は、設置に係る投下固定資産に対して賦課される固定資産税に係る奨励と、本町居住の者を新たに雇用した場合に、その従業員1人につき一定の金額を交付する雇用促進奨励がでございます。この制度をさらに魅力ある制度とするため、本定例会において垂井町企業立地促進条例の改正についてを上程し、奨励制度を充実させ、新規企業や既存企業の新設・増設・移設を促進しようとするものでございます。

また、若年者・中高年齢者雇用促進奨励金により、国のトライアル雇用事業を活用した企業に常用雇用を促す制度も設けております。このほか企業からの敷地の拡張や工場の増設に係る相談があった場合には、町内関係部署と連携を図りながら全面的な支援を行っているところでございます。

続きまして、起業向けの支援策はというところでございますけれども、起業向けの支援策、新規創業を目指す方や既に創業して間がない方に対して、垂井町商工会においては経営指導員を中心に、それぞれの分野の専門家を交えながら行っているところでございます。

また、西濃広域においても創業支援事業計画を広域で認可を受けており、大垣商工会議所が中心となって創業に対する実践的な研修を行う創業塾や女性を対象とした女性創業塾、中小企業診断士による専門家相談を行っているところでございます。

次に、空き店舗や空き工場の実態を調査して有効活用できないかというお尋ねでございますが、今のところ空き店舗や空き工場の調査は行っておりませんが、窓口への相談や情報提供で得た空き工場や空き店舗は台帳として整備しております。県からの照会や窓口への問い合わせに対応しているところでございます。今後は、さらに積極的な情報収集に努め、空き店舗・空き工場などの提供者と用地を求める企業とのマッチングをすることも有効な手法と考えております。

続きまして、中小企業向けの事業用地は不足していないかというお尋ねでございますけれども、特に町内中小企業の相談に対しましては、さきの台帳をもとに情報提供を行い、対応しているところでございます。しかし、全体的なニーズを確認しておりませんので、不足しているか否かの状況を把握していないのが現状でございます。

続きまして、市街化区域内でまとまった事業用地は残っているかというお尋ねでございます。

市街化区域での事業用地としては、都市計画法に基づく用途地域が工業地域や準工業地域に限られてきます。まとまった事業用地としては、3年ほど前までは国道21号沿線で店舗跡地、農地など5カ所把握しておりましたが、うち3カ所は既に店舗や資材置き場に活用され、現在では1ヘクタール程度の用地が2カ所残っております。

なお、これらの土地については土地所有者の御意向を確認していないため、積極的にあっせんするものではなく、窓口で相談があった場合には対応するにとどまっているものでございます。

安田議員のお尋ねがありました産業振興策について、1項目めから6項目めまでの私の答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 安田議員の2番目の御質問、産業振興についての中の7点目、現在の都市計画は土地の有効利用を妨げていないかに答弁させていただきます。

都市計画法では、都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であると規定されています。また、都市計画の基本理念では、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこととされています。

当町では、昭和36年に現在の都市計画区域を設定し、昭和46年には線引き、いわゆる市街化区域、市街化調整区域の設定を行い、あわせて市街化区域内には建築物の用途を定める用途地域を設定いたしました。

そのような中で、都市計画マスタープランにおきまして土地利用の基本方針としまして5項目掲げております。1つが地域の特性に配慮したきめ細やかな土地利用の推進、2つに中心市街地における高度利用及び都市再生の促進、3つ、郊外部におけるゆとりある土地利用の展開、4つ、計画的な産業基盤の確保及び整備、5つ、すぐれた自然地・農地の保全でございます。

このようなことから、市街化区域においては、用途地域の定めのとおり計画的に市街化を図っていき、市街化調整区域においては、無秩序な市街化を抑制するため、優良農地の保全を行いながら自然的環境形成を図っています。また、5年ごとに実施いたします都市計画基礎調査に基づき、定期的な都市計画の見直しも行っております。

さらに昨今、国においては、郊外への無秩序な市街化の拡大を抑制すると同時に中心市街地

の活性化を図り、生活に必要な諸機能が接近した効率的で持続可能な都市を目指した都市政策、いわゆるコンパクトシティの形成を目指しております。

そのようなことから、議員の御質問の現在の都市計画は土地の有効利用を妨げていないかというふうには考えておりません。むしろ、都市計画による制限がなされていなければ、道路や排水路などが整備されないまま建築物が建ち並ぶなど、質の低い市街化が虫食い状態、スプロール的に広がっていくこととなります。その結果、散漫な市街地に道路などの公共施設を後追いで整備していかなければならないといったことが強いられ、行政効率並びに行政コストの悪化が懸念されます。

よって、当町におきましては、今後も垂井町都市計画マスタープランに基づき、活力と魅力にあふれる都市を計画的に維持、創出してまいりたいと考えております。どうか御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君）　しばらく休憩いたします。再開は14時40分といたします。

午後2時23分　休憩

午後2時40分　再開

○議長（丹羽豊次君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番　中村ひとみ君。

〔7番　中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1点目、高齢者の運転免許証自主返納の推進についてお伺いいたします。

現在、高齢者ドライバーの交通事故が急増しています。5分に1度、年間10万件以上。交通事故全体が減る中で、唯一増加しているのが高齢ドライバーの事故であります。まさに高齢ドライバーが激増している時代に突入したと言えます。

しかし、車の運転ができるということは、高齢者にとってまさに自立の象徴であり、周辺者の方が危ないからやめると安易に言い放つことは、非常に自己の尊厳を傷つけかねないデリケートな問題でもあります。運転を続ける方、免許を返納する方を社会はどのように支えていくかを考えなければならない時期が来ていると思われまます。安心して車を手放せる環境をつくっていくことが大切になってきます。

全国の警察でも取り組みが始まり、高齢化率が全国4位の山口県では、免許を返納した高齢者にさまざまな特典を用意しました。買い物した荷物を無料で配送するサービスや、タクシーや商品の割引など、500以上のサービスを受けられるようにしたところ、免許の返納は5倍にふえました。

岐阜県下におきましても、16の自治体と10社のバス・タクシー会社等において、免許証を自主返納して運転記録証明書を取得された方に対して、利用料金を割引する等の支援策を実

施しています。本町としても、高齢ドライバーの方が安心して運転から卒業できる環境づくりが求められています。

そこで、昨年の10月8日より運行開始し、町民の日常生活の移動手段となっております新巡回バスの乗車券を期間限定で、たるいタウンバス無料券として発行するなど、支援策を講じる必要があると考えます。そこで、高齢者運転免許証自主返納サポートシステムの創設を求めます。御所見をお伺いいたします。

続きまして2点目、マンホールトイレの導入についてお伺いいたします。

国連が定める世界トイレの日、11月19日に国土交通省は、災害時にマンホールの上に設置するマンホールトイレの普及に向けたシンポジウムを開き、マンホールトイレの運用指針案を発表しました。過去の災害をもとに避難所などへの設置数の目安を示し、快適なトイレの環境を確保するための配慮などが明記され、年度内に指針を決定し、今後、各自治体に整備を促す考えであります。

マンホールトイレに関する指針策定は、過去の災害時に避難所のトイレの環境が劣悪になり、避難者らの健康に悪影響を及ぼした実態が背景にあります。災害用トイレとしては仮設トイレの普及が進んでいますが、東日本大震災では仮設トイレが避難所に行き渡るまでに4日以上を要した被災自治体が全体の約60%を占めたということです。

一方、マンホールトイレは、仮設トイレに比べて迅速な組み立てが可能で、下水道管につながっていることからくみ取りが必要なく、日常生活に近いトイレ環境を確保できる点が特徴です。また、段差がないため、高齢者や障がいのある方にも利用しやすく、現在、マンホールトイレは全国で約2万基整備されており、国交省では同トイレの有効性を踏まえ、一層の普及に向けた新たな指針を発表しました。

本町におきましても平成23年度より、災害避難所のトイレの問題を解消するために、簡易トイレ及びテントなどを備蓄していただいておりますが、避難所となっている町内の小・中学校、保育園または公園等に、災害対応型マンホールトイレの設置は進められているのでしょうか。

2年前に同僚議員も質問をされました。避難所の防災機能向上に大変有効、重要であると考えるとの答弁でありました。敷地内に下水道管を布設し、マンホールのふたを一定間隔で設置しておき、災害発生時にその上にテントと簡易トイレを組み立て、使用後は直接下水道に流す仕組みでございます。

大規模災害による避難所生活で大きな問題となるのが、トイレの衛生面での問題でございます。マンホールトイレは、災害発生時における公衆衛生の観点から、し尿処理の必要もなく有効なもので、公共施設の防災機能の向上は大変重要であると考えますが、進捗状況をお伺いいたします。

また、災害時に住民の方が簡易トイレ並びにテントをスムーズに組み立て管理ができるよう、防災訓練で運用方法を確認する必要があると考えますが、現在実施されているのかお伺いいたします。

第3点目、骨髄ドナーの継続的確保に向けてについてお伺いいたします。

我が国では毎年、6,000人の方が白血病や再生不良性貧血など、血液難病を発症しています。これらの病気を根本的に治療するには、患者の骨髄を健康な人から提供された骨髄に置きかえる骨髄移植が有効で、この移植医療を発展させ、苦しむ患者によりよい治療を提供するために、平成24年の通常国会では移植に用いる造血幹細胞の適切な提供を推進する法律、造血幹細胞移植推進法が成立いたしました。この法律が成立したことにより、骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植の3種類の移植術のうち、患者が最適な治療法を選択できる実施体制が整備されることになりました。

この臍帯血と公明党の出会いは、今から19年前の1997年に、日本さい帯血バンク支援ボランティアの会に公明党の女性国会議員が参加したことがきっかけで、臍帯血移植への保険適用と公的バンク設立のための署名運動をともに行い、異例の速さで翌年保険適用になり、2年後の1999年には公的バンクが設立されました。

この19年間、我が国の臍帯血移植件数は着実に増加し、現在では世界一となりましたが、実は今もなお移植を希望する全ての患者が移植を受けられているわけではありません。毎年5,000人の患者が移植を望んでいますが、その5割から6割しか受けられていません。今後、こうしたニーズに応えていくことも大きく期待されているところです。

そこで、移植を希望する全ての患者が平等かつ安心して移植を受けられるようにするとともに、この3つの移植法を一体的に推進することにより、患者が最適な治療法を選択でき、よりよい治療を受けられるようになります。

さて、この造血幹細胞移植という治療法は、ほかの治療法と異なり、患者と医療のほかに提供者というドナーの存在が不可欠な治療法です。つまり、骨髄や臍帯血などを提供して下さる善意のドナーがいて初めて成立いたします。

それでは、具体的に質問に入ります。

せっかく骨髄バンクに登録され、移植希望者のHLA型が適合しても、最終的に骨髄提供まで至らないケースが4割ほどあります。その理由としては、骨髄提供者、ドナーになると、骨髄を採取するために3日から4日の入院と2日の通院が必要になり、それに対する休業補償の制度がないためドナーの負担が重いことが上げられます。ドナーへの費用補助をすることにより、ドナーの善意を生かして提供に至るケースがふえ、より多くの命が救われることになると思います。

現在、新潟県加茂市や島根県浜田市などで独自のドナー助成制度を立ち上げています。加茂市の助成の内容といたしましては、健康診断や自己血貯血に係る通院、骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る入院等、1日当たり2万円の助成がされています。県内自治体では同制度が導入されているのは瑞浪市だけであります。当町においても、命のボランティアを支援する骨髄のドナー助成制度を立ち上げるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、ドナーの負担というのは、経済的な負担だけではありません。例えば子育てや介護を

されている方々も、なかなか都合をつけることができないために、家族の同意が得られずドナーになれないといった話も伺っております。ドナー候補者になった方のうち4割の方が最終的に骨髄の提供をキャンセルしており、移植を待っている患者にとっては大変残念な結果になっています。子育てや介護でドナーになりたくてもなれないということがないよう、本町の介護や子育て支援施策においてドナーに対して最大限配慮を図るべきではないかと考えます。骨髄移植を進めるためには、骨髄バンクの登録をふやすことはもちろんですが、ドナー登録者が最終的に骨髄の提供をキャンセルすることがなくなるような支援体制の整備が待たれますが、具体的な御答弁を求めます。

造血幹細胞移植を推進し、患者によりよい治療を提供していくためには、何よりも国民の理解が必要です。造血幹細胞移植推進法第10条では、国とともに地方公共団体も理解を深めるための必要な施策を講ずるものとなっています。本町としてどのように取り組むおつもりなのか、担当課の御所見を伺います。

以上、前向きな御答弁を期待いたしまして、質問とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは中村議員の1つ目の御質問、運転免許返納者への運賃免除についてと、2つ目のマンホールトイレの導入について答弁をさせていただきます。

初めに、巡回バスの概要につきましては、昨年10月から運行しております町の巡回バスは、平成7年に民間バス事業者が撤退されまして町内に公共の交通手段がなくなったため、高齢者等の公共施設間の移動を円滑に行うことを目的に、巡回バス「すこやか号」の運行を始めました。その後、買い物とか通院、駅への移動など、住民のさらなる利便性を図る中で、平成25年より住民の意見を調査しながら、地域公共交通会議の承認を得て、昨年10月より4路線の新たな巡回バスの運行を始めたところでございます。現在、運行を始めて5カ月が経過いたしました。1日平均110人の方に御利用をいただいているところでございます。

さて、議員から御提案のありました運転免許証の自主返納制度につきましては、高齢化が進み、高齢者が原因となる交通事故が増加していることを踏まえ、平成10年の道路交通法の改正に合わせて始めたもので、加齢に伴う身体機能、判断能力の低下によりまして、運転に不安を感じる高齢者が自主的に運転免許証を返納するものでございます。

しかし、議員の御指摘のとおり、運転免許証を手放すということは、運転資格を喪失するだけではなく、身分を証明するものがなくなるなどという理由からなかなか浸透しない状況であったことから、平成14年には制度を新たに改定いたしまして、自主的に運転免許証を返納した方に対しましては、警察において公的身分証明書として使用できる運転経歴証明書の発行が行われることとなりまして、垂井警察署からの報告によりますと、管内の免許証の返納者数は、平成26年度で28人でありましたけれども、今年度につきましては43人の今現在返納となっているところでございます。

また、本町といたしましては、運転免許証を自主返納した高齢者に対しまして住基台帳カードを無料で交付するなどの優遇措置を設けておりましたが、マイナンバーカードが身分証明書として利用できることから、昨年の12月末をもって優遇制度廃止となっております。

議員御提案であります自主返納者への無料券の発行につきましては、免許を持たない高齢者も含めまして移動手段の確保を図る上で、総合的な生活支援策といたしまして、他の自治体の取り組み等を参考にしながら関係課と協議を進め、必要性があると認識しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目のマンホールトイレの導入についてでございます。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓といたしまして、地震時にはトイレ難民の大量発生が深刻な問題となり、断水によりまして水洗トイレが使えなくなるなど、避難生活におけますトイレの確保は重要な問題と認識しており、本町でもくみ取り式の仮設トイレ、簡易トイレを備蓄しているところでございます。

組み立て式仮設トイレにつきましては、車椅子でも可能なもので1台約5,500回分、また30人程度以上の連続使用が可能なタイプを4基、簡易トイレにつきましては、持ち運び可能な便座が30基、便を処理できる凝固剤とセットとなった袋が2,600枚、プライベートスペースの確保のために持ち運びが可能な簡易型のテント15セットを備蓄し、大規模災害発生時において、町の地域防災計画に基づきまして、必要に応じて各避難所に順次配備を行っていく予定でございます。

議員御質問のマンホールを利用した下水道直結式のマンホールトイレにつきましては、避難所等の施設へ下水道を接続する際に同時に取り組むべき問題ではありますが、現在、町ではマンホールトイレに特化した整備計画を定めていないのが現状でございます。しかしながら、マンホールトイレは断水により避難所などの既設のトイレが利用不可能になったときに、トイレの数を補足する有効な手段であると考えていることから、現在、備蓄を進めております組み立て式仮設トイレや簡易トイレを補うものとして、マンホールを利用したトイレも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、災害時の避難生活におけるトイレの問題は重要なものであり、組み立て式仮設トイレや簡易トイレの備蓄に加えまして、公共施設におけますマンホールトイレの整備につきましても調査・研究を行っていくこととなりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、議員御提案の防災訓練時におけます簡易型のトイレの組み立て訓練につきましては、平成25年度の府中地区の防災訓練で予定をしておりましたが、悪天候で中止となった経緯がございます。御提案のとおり、今後につきましては、組み立て式仮設トイレの設置訓練とか簡易トイレの展示を通しまして住民の目になれていただきまして、必要なときにスムーズに利用していただけるよう心がけてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 中村議員の御質問の3点目、骨髄ドナーの継続的確保に向けてについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員が申されるとおり、白血病などの血液疾患の患者さんを救命するために、現在、公益社団法人日本骨髄バンクでは広く国民から骨髄提供者を募り、患者さんと骨髄を提供する橋渡しが行われているところでございます。骨髄バンクによりますと、平成28年1月末現在で全国におけるドナー登録者数は45万7,384人、累計患者登録数が4万7,076人、累計骨髄移植実施数が1万9,102人となっております。また、県内では平成28年1月末現在、ドナー登録者数が4,451人で、全国平均の9,700人ほどに対しまして46%ほどと、まだまだ少ない状況でございます。

せっかくドナー候補者が見つかって、候補者の健康状況などで提供に至らない場合も多く、近年、患者への移植率は6割弱で推移している状況とのことで、さらに多くの方のドナー登録を進めていかなければならないと認識を新たにしているところでございます。

造血幹細胞移植推進法の成立を機に、移植医療や骨髄バンクのドナー登録に対する住民の理解と協力、あわせて社会全体においても提供しやすい環境づくりが重要と考えております。幸いにも県では平成28年度から、市町がドナー等への助成をする場合、県が補助金を出す新規事業が検討され、近々市町への説明会が予定されております。議員御要望のドナーへの経済的負担の支援については、この県の新規事業の説明を受け、内容などを十分に検討した上で、周辺自治体の動向も注視しながら適切に対応したいと考えているところでございます。

また、介護や子育て支援施策におけますドナーへの配慮につきましては、現在、町の役割は法の趣旨である国民の理解の増進のための施策を講ずることで、ドナーの確保のため広報活動などに取り組み、住民に広く理解を深めていくことだと考えております。そこで、10月の骨髄バンク推進月間を中心にポスターの掲示や広報への掲載など、住民への周知、PR活動に努めてまいります。

今後は、保健所等の関係機関とも連携いたしまして、引き続き住民への啓発活動を実施しますとともに、助成制度のあり方も含めまして、多くの方の理解と協力が得られますよう、骨髄移植しやすい環境整備を図っていく所存でございますので、御理解をお願いいたします。

以上、中村議員からの骨髄ドナーの経済的確保に向けての答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 再質問をさせていただきます。

担当課の前向きな御答弁、ありがとうございました。高齢者ドライバーの自主返納サポート事業に対しては、一日も早く創設をお願いしたいと思っております。

マンホールのトイレの導入についてであります。創設をしてからの配慮事項として、男女別を基本として男女の出入り口の向きを変えること、トイレの中と外の照明の設置、地震や強風による転倒対策、高齢者向けの待合スペース配置、車椅子トイレを最低1つは設置する、これらのことが打ち出されておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

また今後、避難所となる公共施設の建てかえが進んでいくわけですが、設計段階でマンホールトイレの設置計画も一緒に考えていただくことが望ましいと思われませんが、その点もお尋ねいたします。再質といたします。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 中村議員のマンホールトイレの導入に当たっての再質問でございますが、男女別の設置、あるいは高齢者向けの待機場所の設置等々、それから障がい者向けの車椅子用の設置でございますが、当然、災害が発生した場合におきましても、こういったプライバシーといった問題については十分配慮していく必要があるかと思えます。したがって、そういったマンホールトイレ導入に当たりましても、そこらあたりにつきましては設置に向けた段階におきましては十分配慮させていただきたいと思えます。よろしく御理解いただきたいと思えます。

もう1点でございますが、公共施設の建てかえの部分でございますが、そのあたりにつきましても、今後、財政的な部分もございますので、すぐさま向けて準備というのはできませんけれども、そのあたりの整備につきましても検討はさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（丹羽豊次君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長の許可がございましたので、通告に従い質問いたします。

1点目、安全・安心のまちづくりについて、2点目は道路網整備並びに子育て世代の定住奨励制度についてです。

町長の平成28年度施政方針の重要施策の第1、安全・安心のまちづくりについて、防犯中の警察、行政、学校及び地域の見守り隊との連携を密にし、情報共有を図りながら、犯罪防止に取り組んでまいりますと表明がされております。

質問の第1点目は、この見守り隊の活動団体の紹介と表彰についてで、次の事項に基づき町長の所見をお尋ねします。

NPO法人こども見守り隊は、子供の通学路の安全を確保することを第一に、垂井町の地域安全まちづくりにみずから参画し、行政、事業者、企業などと協働して危険抑止に関する事業を行い、「より安全・安心度の高いまち・垂井」を実現することに寄与することを目的として平成20年3月に結成され、現在の会員数は、男性が65名、女性24名、法人15、全部で104名とのことです。

この法人の活動内容は、青パトでの見守りのほか、幼稚園や小学校、敬老会などで寸劇、紙人形劇、紙芝居による安全・安心、防犯関連の啓発活動を積極的に推進され、高齢者には振り込め詐欺防止や交通事故防止劇を披露しておられます。

この功績により、2009年10月13日には岐阜県安全・安心まちづくり県民大会において平成21年度岐阜県ボランティア功労賞、2012年10月18日には平成24年度知事賞の岐阜県安全・安心まちづくり賞、2013年11月7日には平成25年度文部科学大臣表彰において学校安全ボランティア活動奨励賞、また2014年8月8日には平成26年度警察法施行記念警察活動協力団体表彰をされています。この団体の活動内容が、最近、岐阜県のホームページに先進事例として掲載されており、このことは垂井町安全・安心のまちづくりのPRにもなっております。

次に、この団体では、今後の課題と展望として、会員の平均年齢が67歳で、若い世代の参加などより世代交代が進むこと、まちづくり協議会や各自治会との連携、オール垂井で垂井町安全・安心プラットフォームを目指していくとあります。このような安全・安心のまちづくりに地道に貢献、奉仕されている団体を町のホームページにも掲載し、また視察対象にされてはいかがか。また、垂井町として自治功労者表彰にあわせ感謝状の贈呈などをされてはいかがか、お尋ねします。

さらに、町内各小学区においては、児童の通学や帰宅時間帯に通学路の横断歩道を児童が安心して渡れるように見守り奉仕されているのを見るにつけ、頭が下がる思いです。こうした方々について、町としてどのように把握されているのかお尋ねするとともに、感謝状贈呈など何らかの謝意をあらわすことも安全・安心の心を伝えるものと考えますが、所見はいかがかお尋ねします。

2点目は、道路網整備並びに子育て世代の定住奨励制度について。

当町においても少子・高齢化等人口減少が目立ってきております。そこで、人口増の対策の一つとして、生活道路網整備が必要と考えます。東地区では、先人の尽力などによる道路整備及び宅地開発業者による新築住宅の増加とともに子育て家族がふえてきています。また、他地区においても、道路整備などによる新築住宅の増加が見受けられます。ついては、当町の過去5年間の道路整備等による新築住宅の年度ごとの件数及び伸び率をお尋ねします。

次に、人口増対策の一環としての今後の都市計画区域等の道路網整備はどのようになされるのか。さらに、子育て世代の新築及び住宅購入に対し、町としての奨励助成制度を検討されてはいかがかと考えますが、町長の所見をお尋ねします。

以上で質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（丹羽豊次君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 広瀬議員の第1点目の安全・安心のまちづくり、こども見守り隊の活動紹介と表彰につきましてお答えをさせていただきます。

こども見守り隊におかれましては、下校時における巡回パトロールにより児童・生徒の安全

確保に御尽力いただき、感謝申し上げます。こうした活動に対しまして、町からは巡回パトロールに必要な経費の一部として補助金を支給させていただいているところでもございます。

議員御質問の町ホームページへの掲載につきましては、既にこども見守り隊で独自のホームページを立ち上げ、その活動内容を詳しく紹介されておりますことから、町ホームページからこども見守り隊へのホームページにリンクできるような形をとっているところでございます。

また、感謝の気持ちを伝えることにつきましては、各小学校ではこの時期に感謝の会や引き継ぐ会などを開催しておりますが、これらの会にこども見守り隊の方々を招待し、見守り活動へのお礼とか感謝の手紙、感謝状を贈っている学校もございます。

町からの感謝状を贈呈してはどうかということでございますが、議員が先ほど申されましたように、見守り隊が平成25年度の文部科学大臣表彰を受けられました折には、この表彰につきまして町教育委員会から国に対して表彰の内申を行っているところでございます。

また、各地域における子供見守り活動も、学校支援ボランティアとして承知しておりますし、県に対して表彰を内申し、県表彰を受賞されている団体もございます。こうしたことから、垂井町表彰につきましても、表彰規程に沿った形で今後進めてまいりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 広瀬議員の2番目の御質問、道路網整備並びに子育て世代の定住奨励制度について答弁させていただきます。

まず1点目、当町の過去5年間の道路整備等による新築住宅の年度ごとの件数と伸び率でございます。

当町における新築住宅の件数は、平成23年、105件、平成24年、119、25年、122、26年、136、平成27年が96でございます。平成23年から平成26年までは毎年2.5%から13%の範囲で増加しておりますが、平成27年は30%の減という状況でございます。これは、平成26年4月に消費税増税8%がございまして、増税前の駆け込み需要によって年々増、その反動で27年には減になったのであろうという推察をいたしております。

ちなみに宅地開発件数を申し上げますと、平成23年は1件で3区画、道路はございません。平成24年は3件で38区画3路線、平成25年は2件で11区画2路線、26年は1件で8区画、道路はございません。27年は3件で33区画2路線でございます。

また、町の道路改良事業の件数も申し上げます。平成23年度、11路線、24年度、16路線、25年度は15路線、26年度、16路線、27年度は10路線でございます。宅地開発や道路整備の効果が直ちに住宅新築件数に反映されるというよりは、景気の動向がより顕著に反映されたというふうに考えています。

次に2点目、人口増対策の一環として今後の道路整備はどのようにするのかでございます。

都市計画道路のような市街地、集落地の骨格を形成し、地域間を連携する道路は、地域住民の利便性・安全性の向上に大きな効果を発揮することが期待され、災害時には緊急輸送道路としての役割を担うなど、これからも重点的に整備をしてまいります。

また、計画路線の整備見通しが立たない場合は見直しや代替機能を持つ路線の整備を図るなど、地域の実情に応じて柔軟な取り組みを進めることが必要であると考えております。

市街地内の未利用地については、利用状況や地域住民の意向等に応じて活用を促すための道路整備を推進するほか、土地区画整理事業や地区計画の指定など、有効利用の方法を検討してまいります。

また、地域の安全・安心を確保するため、通学路の交通安全対策や高齢者に配慮した安全で快適な歩行空間の確保にも取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 広瀬議員の御質問、子育て世代の定住奨励制度について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まずもって、人口減少問題の対策として定住促進施策は効果的な取り組みの一つと考えております。特に若い世代、子育て世代に向けた取り組みは、少子化対策として最も短期的方策で早期に効果が検証できる取り組みであると思われれます。

今回、議員御提案の子育て世代の新築や住宅購入などに係る奨励制度は、若い世代にターゲットを絞り、転入者の促進、転出者の抑制を図ることで、人口を維持・増加することを目的とする方策であると言えます。

具体的には、新婚家庭などに対しまして住宅取得促進の助成、住宅ローンの助成、また賃貸住宅の家賃の助成などが考えられるわけですが、これは結婚祝い金や出産祝い金と同様に一時的な助成をするもので、近隣市町の中には既に実際に取り組む自治体もあるのが現状でございます。他の市町と比較した場合に、果たして定住を考える際に一時金の有無で将来のことを決定するのやや疑問ではありますが、ただ事業の話題性には富みますが、実際の効果につきましては不明確である中、今後は事業効果と実施可能な方法等について慎重に検討の上、判断する必要があると考えているところでございます。

なお、本来定住の条件には、地理、交通、医療や商業施設などなどの周辺環境が大きく左右するものでありまして、その点垂井町は、JR東海道本線と国道21号線を軸に、地理的、交通的、商業施設など条件が良好で、西濃圏域においては非常によい条件を満たしていると思われれます。この好条件を生かした施策、つまりまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた総合的な施策が求められ、当計画に基づき数々の施策を着々と展開することこそが人口減少対策の最善の方策と考えます。

子育て支援所管課といたしましては、妊娠・出産・子育てのしやすい環境を総合的に整備す

る施策につきまして、長期的ではありますが、今後もより一層取り組む所存でございますので、御理解をお願いいたします。

以上、広瀬議員からの御質問の答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしく  
お願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 26 分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

垂井町議会副議長 角 田 寛

会議録署名議員 太 田 佳 祐

会議録署名議員 広 瀬 隆 博